

平成25年11月27日

第8回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩竈市議会事務局

第8回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

平成25年11月27日（水曜日）午後1時開会

出席委員（16名）

委員長	志賀勝利君		
副委員長	鎌田礼二君		
委員	浅野敏江君	小野幸男君	
	田中徳寿君	香取嗣雄君	
	阿部かほる君	西村勝男君	
	菊地進君	志子田吉晃君	
	伊藤栄一君	佐藤英治君	
	高橋卓也君	小野絹子君	
	伊勢由典君	曾我ミヨ君	

欠席委員（1名）

嶺岸淳一君

説明のため出席した職員

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	佐藤雄一君	健康福祉部長	神谷統君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	鈴木正彦君
震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜昭君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君	建設部次長 兼下水道課長	千葉正君
震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君	市民総務部 政策課長	阿部徳和君
市民総務部 財政課長	荒井敏明君	産業環境部 環境課長	菊池有司君
建設部 都市計画課長	佐藤寛之君	建設部 土木課長	川名信昭君

市民総務部
総務課長補佐
兼総務係長 武田光由君 水道部長 福田文弘君
監査委員 高橋洋一君 監査事務局長 佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

事務局次長
事務局次長 兼議事調査係長 宇和野浩志君
事務局長 安藤英治君
議事調査係主査 西村光彦君

会議に付した事件

1. 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況について

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会 参考人意見聴取実施要綱

1 日時

平成25年11月27日（水）午後1時～午後5時

※会議は延長される場合もあります。

2 場所

塩竈市役所 3階 本会議場

3 案件

- (1) 塩竈市災害復旧連絡協議会が窓口となった、東日本大震災の復旧事業の取扱いに関する
こと
- (2) 塩竈市災害復旧連絡協議会の決算処理について
- (3) 9月20日の委員会での発言内容の再確認
- (4) 有価物の取扱いについて
- (5) 上記（1）から（4）に係る関連事項
- (6) 平成24年11月開催の産業建設常任委員協議会での有価物に関する発言内容について
- (7) 上記（6）に係る関連事項

※（1）から（5）までは元塩竈市災害復旧連絡協議会及び元市職員の方に対するものであり、（6）及び（7）は議員に対するもの。

4 参考人

元塩竈市災害復旧連絡協議会会員

港都設備（株）代表取締役 大竹 敏文 氏

塩釜災害復興リサイクル会代表

（株）豊島 代表取締役 坂本 進 氏

元塩竈市産業環境部環境課長 澤田 克巳 氏

元塩竈市災害復旧連絡協議会事務局

（株）千葉鳶 代表取締役 千葉 勇夫 氏

元塩竈市災害復旧連絡協議会会員

（有）中沢組 代表取締役 中澤 仁 氏

元塩竈市管工事組合会員

（株）八島工務店 取締役会長 八嶋 信行 氏

元塩竈市災害復旧連絡協議会会長

和田電気工事（株）代表取締役 和田 忠 氏

元塩竈市災害復旧連絡協議会事務局

（株）晃信建設 代表取締役 和田野 晃 氏

5 次 第

（1）開会

（2）参考人の陳述

（3）委員から参考人への質疑

6 意見聴取時間等

（1）参考人の陳述 1人15分以内

（2）委員の質疑時間 1人おおむね30分

7 参考人の発言等

（1）参考人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

（2）参考人の発言は、案件の範囲を超えてはならない。

（3）参考人の発言が、その範囲を超え、または参考人に不穏当な言動があるときは、委員長は発言を制止し、または退席させることができる。

- (4) 参考人は、委員会が特に許可した場合を除き、代理人に意見を述べさせ、または文書で意見を提示することができない。
- (5) 委員は、参考人に対して質疑することができる。なお、参考人は、委員に対して質疑することができない。
- (6) 委員は、参考人に対する質疑に際し、礼を失することのないよう心掛けるとともに追及調の発言は慎むものとする。

なお、参考人については、地方自治法第100条に基づく調査における証人とは異なり、出頭拒否や、証言拒否、また、虚偽の陳述に対する罰則の規定はない。

午後1時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。また、事前に委員長にお申し出いただいた方以外の撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、嶺岸淳一委員の1名であります。

これより議事に入ります。

付議事件2 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況についてを調査内容といたします。

当局より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。内形副市長。

○内形副市長 10月30日開催の第7回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会でご要求のございました資料のうち、提出可能なものにつきましては、11月20日に東日本大震災復旧・復興調査特別委員会資料（その6）としてご配付させていただいておりますので、よろしく願いを申し上げます。

私からは、以上でございます。

○志賀委員長 本日は、要綱の「3 案件」に記載されているとおり、（1）塩竈市災害復旧連絡協議会が窓口となった、東日本大震災の復旧事業の取り扱いに関する事、（2）塩竈市災害復旧連絡協議会の決算処理について、（3）9月20日の委員会での発言内容の再確認、（4）有価物の取り扱いについて、（5）（1）から（4）に係る関連事項、以上5項目となります。

もう一度申し上げます。（6）の平成24年11月開催の産業建設常任委員協議会での有価物に関する発言内容について、（7）（6）に係る関連事項ということで、以上7点につきましてご意見をお聞きするために、参考人にご出席いただいておりますが、（6）及び（7）について意見聴取を予定しておりました参考人が欠席となっているため、本日の案件は（1）から（5）までといたします。

委員会を始める前に、市民の皆様一言おわび申し上げます。去る10月30日に開催されました当委員会が、事務局の報道機関への連絡ミスにより、ケーブルテレビ、FM放送等による放送ができない中で行われてしまいました。今後このようなミスが起こらないよう、当委員会として事務局への事前確認を徹底して、二度と起こらないよう努めてまいりますので、市民の皆様にはお許しいただきたくお願い申し上げます。まことに申しわけありませんでした。

また、参考人の方々にはお忙しい中、ご案内から委員会開催まで余裕のない日程の中出席いただきまして、まことにありがとうございます。今後は、できる限り早目のご案内が可能になるよう努めてまいります。本委員会を代表して、心から御礼申し上げますとともに、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

本日もご出席いただいております参考人につきましては、お手元にご配付の実施要綱に記載の方々であります。また、本日はお手元にご配付の実施要綱に基づき調査を進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、参考人の方々には地方自治法第100条における調査とは異なりますので、出頭拒否や証言拒否、また虚偽の陳述に対する罰則の規定はございませんので、このことをご理解の上ご発言ください。

これより参考人の陳述を行います。なお、一人の持ち時間は15分以内とさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。

参考人、元塩竈市災害復旧連絡協議会会員、株式会社八島工務店取締役会長、八嶋信行様。

○八嶋会長 ただいまご紹介いただきました株式会社八島工務店会長、八嶋信行でございます。

本日は、参考人として意見を聞きたいとの要請があり、真相解明のため出席させていただきました。

弊社は、この塩竈の地にて創業以来120余年、地域の皆様のご用命のもと今日までなりわいを続けております。信用第一を社是とし、人様に迷惑をかけず、よりよい仕事をお客様に提供いたすことを念頭に、日々精進してまいりました。この場をおかりして、改めて感謝の意を表したいと思っております。

発災時よりきょうに至るまでの思いや、感じたことをまとめてまいりましたので、読み上げさせていただきます。

大震災を目の当たりにし、地元業者として何をなすべきか、何をどのように対処すべきかと、頭の中が空転するばかりでした。幸い当社は被害という被害もなく、社員・従業員の安否も確認できましたので、市からの要請に対応できるよう直ちに整えることができました。

まずは、道路上の瓦れき撤去による交通路の確保、及び生活水の確保のため、配水管の破損箇所を早期復旧をすることが第一と思われました。弊社は、塩釜市管工事組合にも所属しておりますので、市水道部の要請により災害翌日から会員各社は清野理事長のもと、大倉ダムよりの導水管及び市内における水道管の破損箇所の復旧等、昼夜を問わず作業に当たったこ

とが、きのうのこのように思われます。水道管復旧に一定の見通しが立った3月末以降は、道路上及び周辺の瓦れき清掃、運搬作業に参加し、5月連休前にて緊急性を伴う作業は一定の区切りが付き、ある程度の平常性を取り戻すことができたものと思います。

塩竈市には、建設業に携わる団体2つありますが、市の要請により指示系統の一元化を図るため、塩竈市災害復旧連絡協議会を組織し、数々の委託業務の要請に着手したと認識しております。私も会が発足したときより副会長の職を仰せつかり、24年8月に都合により辞職するまで、会の運営に携わっておりました。私の役割は、23年6月初め市当局に提出した会運営のための組織図にもありますが、会長よりの災害復旧箇所打ち合わせや報告をいただくという立場でした。運営に携わるといっても、さきの参考人招致で津田さんも述べておられたように、23年は事務局になった会社から作業の内容を報告されたというか、事後報告で定例会も少なく、役員会だけは数回行われたということです。

ちなみに、実質的な会運営及び市当局との打ち合わせは、和田会長と事務局の鈴木さん、千葉君、和田野君でありましたので、会議運営に支障が起こらないよう配慮し、和田会長よりの報告、打ち合わせ等に徹しておりました。

市内の危険物解体作業が本格的に始まる前に、定例会が開催されました。二十数社の参加のもと、危険建物解体業務を含め大まかな業務の完了が23年度中であること、書類の取りまとめ、集積所の出入管理などに人件費もかかることから、市より受け取る解体業務費の1%を事務管理費として会に納めてもらうことなどの説明・要請があり、出席した会員からは同意をいただきました。

次に、弊社は50年ほど前より浦戸4島5部落の公共工事等を施工してきました関係上、私は発災後の4月7日に浦戸・野々島・寒風沢に行き、現地の状況を視察いたしました。思いもよらぬ惨状を目の当たりにし、早急なる対応が必要との思いで帰ってまいりました。その後、いつ浦戸での瓦れき片づけの要請が来ても対応できるようにと社内で協議し、作業員30名と当社所有の重機のほか重機6台、運搬車6台を確保しておりました。離島での作業は、作業員の輸送、重機等の海上運搬等が必要であり、特有の困難さもあることも十分承知しておりましたが、幸い当社では島での長きにわたる経験及び作業員を輸送する通船及び台船を所有しておりましたので、事務局よりの出動要請がいつ来てもよい態勢を確保しておりましたが、何の要請もございませんでした。また、事務局の別の方にも再度の問い合わせをしましたが、返事さえありませんでした。

たしか5月中旬、事務局の方が当社に足を運ばれました。話は、浦戸の件でした。そこで、私の浦戸への思いを話し、早期の瓦れき収集・片づけには、各島数社で構成するグループをつくり、1島ずつ分担して仕事を進めるべきであるとか、数案提案したはずだと思います。その他もろもろの困難なことも多々起こるので、市の方針、国の方針等を精査してもらい、どの会社が行っても浦戸に関しては本当に大変なので、市当局と早く綿密なる打ち合わせをしていただくよう要請した記憶は、確かにあります。

事務局の方が、25年6月の報告会及び25年9月の特別委員会で業者選定について述べておりましたが、5月のあの来社時が面接試験だったとは今さらながら驚きです。会長さんにおかれても、どうして直接私に事の真意を確かめていただけなかったのか、会長・副会長の立場を余りにも軽んじた行為には、甚だ遺憾であります。浦戸の復旧を早く進めることが大切であり、弊社に依頼がなかったのは本当に残念でありましたが、そのことについて私は役員や事務局を非難したり不平不満を言ったことは一度もありません。それと同時に、東華建設さん、東北重機さんが行って仕事を始めていると、寒風沢から来ている当社の社員から聞き、あの2社が行ってくれているのであれば安心したことを覚えております。

それにもかかわらず、さきの報告会での会長・事務局長のあの発言、全く寝耳に水でした。我が耳を疑いました。よしんば、予算のことや時期のことを聞いて何が悪いのでしょうか。経営者としてごくごく当たり前のことだと思います。事務局の方の話ですと、「質問したら、悪い会社だ」と言っているようなものです。全く屈辱の、何物でもありません。何ゆえ当社が非難・中傷されなければならないのかと、初めて怒りが込み上げてきました。

今回6月25日、旧塩竈市災害復旧連絡協議会報告会にて浦戸諸島仮置場管理業務にかかわる業者選択基準について説明があり、3社に絞り込んだと言っておりますが、3社以外に数社の方に「島での作業に参加協力したい」との申し出が、私に寄せられておりました。会員三十数社の意向を確認する会合も開かず、浦戸だけで23年、24年の2カ年で瓦れき処理清掃業務委託及び危険物解体業務委託、金額合計13億7,200万円に上る莫大な委託工事を、いかなる理由があれば事務局役員が勝手に2社を選定したことは、断じて許されない行為であります。2社を選定した旨を市当局に報告をしておったようですが、報告会資料によれば厳正なる選定をしたはずの2社以外とは違う業者が十数社参加しており、選定の根拠とは何だったのか、また初めて耳にした島民給与などもろもろの支出金の不透明さにも啞然といたしました。同じ塩竈市内3カ所の仮置場管理費、その他委託費用を合計しますと28億4,252万円という膨大

な金額となり、役員事務局5社にてほとんどの業務を独占しておりました。

誰もが経験のない困難な状況の中で、市民の先頭に立ち、一生懸命頑張られておられた佐藤市長さんには、これほどの委託工事を私どもを信頼していただいたことで一時期会員一同士気も上がり、私たち業界も市民に最大の貢献ができる機会と思っておりました。混乱・疑惑の原因は、市長さんが25年5月2日の臨時記者会見に、「復旧連絡協議会内部の業務分担の不公平な配分と認識している」と述べられておりましたが、そのとおりです。私も同様の認識を持っております。なぜならば、協議会は三十数社で構成している会であり、会員はともに平等・公平の権利と会員としての責務を果たさねばならない義務を持っていると思っております。あのとき、事務局が市長さんの指導要請に真剣に耳を傾け業務配分を明確にすれば、このような事態にはならなかったはずと、返す返す残念であります。

4月4日に浦戸に行った際、親戚・友人・知人の安否を確認しながら島の災害状況を写真におさめてきたので、今回このような問題が起きて改めて写真を検証し直し、島内の状況・状態を再確認しているところでございます。市当局から情報開示の資料も受けており、一つ一つ確認させていただいております。

最後になりましたが、今回私たちが問題提起しているのは、明瞭簡単なことでございます。塩釜市災害連絡協議会に委託された55億円もの収支決算報告を、会長一任で「する必要がない」と判断し、会の規約を無視し、会を構成している会員に何の説明報告もなく、25年3月末をもって市当局に解散届を提出したとのことは、余りにも会員を愚弄した行為であり、断じて許されるものではございません。役員及び事務局会社5社は会を私物化し、55億円に上る委託工事を独占し、構成会員の平等・公平・利益を奪ったことであつたと思います。委員の皆様の方で、早期の疑惑の解明が行われ、塩竈市民に報告できることをお願いし、私の意見陳述といたします。以上でございます。

○志賀委員長 以上で、参考人の陳述を終了いたします。

ただいま陳述されなかった参考人の方をご紹介します。前列より、元塩竈市災害復旧連絡協議会会員、港都設備株式会社代表取締役、大竹敏文社長。塩釜災害復興リサイクル会代表、株式会社豊島代表取締役、坂本 進社長。元塩竈市産業環境部環境課長、澤田克巳様。元塩竈市災害復旧連絡協議会事務局、株式会社千葉鳶代表取締役、千葉 勇夫社長。元塩竈市災害復旧連絡協議会会員、有限会社中沢組代表取締役、中澤 仁社長。元塩竈市災害復旧連絡協議会会長、和田電気工事株式会社代表取締役、和田 忠社長。元塩竈市災害復旧連絡

協議会事務局、株式会社晃信建設代表取締役、和田野 晃社長。

これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。ご発言の一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、質疑の際には質疑を行う参考人の氏名、資料名称、該当ページ等をお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。

伊勢委員。

○伊勢委員 それでは、私は島民給与について何点か、確認をしていきたいと思えます。

そこで、島民給与については既に災害復旧連絡協議会資料が出されておりますところで、資料の「その4」というところに、災害復旧連絡協議会の403ページから404ページのところに、いわば決算上の島民給与について付されております。改めてこの金額を確認いたしますと8,318万7,877円と、こういうふうな島民給与等の支払等になっております。

そこで、これは市のほうにまず最初確認をしたいわけです。1つは、その島民給与等の関係で言いますと、既に3回か4回目あたりの資料請求の中で、別表6というやつがあります。一次仮置場実績報告表と、これちょっと長いところのこの表がありまして、別冊5には単価が記されております。塩竈市災害復旧連絡協議会支出関係、ここにこういうふうな1つの項目、浦戸諸島関係で90ページでしょうか、この別冊でいうと90ページあたりに浦戸の単価が載っております。主には台船、あるいは機器類、そしてあわせて軽作業・普通作業等々、当時の単価が91ページ等に載っております。

そこで、主にはその単価を踏まえながら、一次仮置場の報告実績表をずっと合計いたしますと、前段私も委員会のほうで確認しましたが、全体としてはこの仮置場実績報告表のトータルで言いますと、平成23年の7月から平成24年の9月まで、普通作業員で言いますと4,611人、こういう人数になっております。一応、こちらのほうの支出関係、別冊5で単価が明記されております。聞くとところによると、1万2,000円と言われておりますが、一応1万2,000円ではなくて1万1,800円でやりますと、掛け合わせるとちょうど5,440万9,800円になります。これが普通作業員です。軽作業も平成24年の関係から以降拾ってみますと、2カ年で5,527人、当時の単価で1日当たりなんでしょうかね、9,300円。掛け合わせると、5,140万1,100円と。合計額で1億581万900円と、こういう金額になります。

そこで、改めて市の担当者のほうにお聞きをいたします。このこちらの6ないしは5の関連

で、島民給与というのは塩竈市が島民に支払っている給与なのかどうか、普通作業員もその中に入っているのかどうか、まず最初に確認をしたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 お答えいたします。

島民給与についてということでございますが、まず市は災害復旧連絡協議会と浦戸の一次仮置場の管理に係る協定書に基づいて、協議会からの業務報告書に記載されている作業員の数量・人員によりお支払いをしているという形になります。軽作業員、普通作業員の中に含まれているというふうに理解しております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、普通作業員と軽作業員と、こういうふうに分けたというお話ですが、先ほど私のほうから質問しましたが、普通作業員は1万1,800円、それから軽作業員は9,300円なんですね、単価が。聞くところによれば、島民の皆さんの直接のお話ですと1万2,000円、一応は1万1,800円ですが、両方まぜての島民給与なんですか。その辺、まず確認します。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 この一次仮置場の処理につきましては、塩竈市と災害復旧連絡協議会との協定書に基づきまして単価を定めまして、二次処理施設への搬出に向けた分別作業等を行っていただくという形の協定になっております。それぞれ必要な機材、あるいは労務単価等を定めまして、この労務単価というのは公共工事設計労務単価による単価を定めて、この業務を包括的に行っていただきたいということでの協定になっております。

その時々で必要な人物を雇用していただいて、それが普通作業員であったり、業務内容によりましては軽作業員であったりということ報告をいただきまして、その単価に基づいて塩竈市としてはお支払いをしていると。それは、協議会のほうにお支払いをしているということございまして、塩竈市が島民の方に払っているわけではもちろんございません。そういった関係でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、先ほど私のほうからも積算すると4,611人、1万1,800円、こういう形で普通作業員に支払われている。普通作業員というの関係で言いますと、前段千葉さんのほうから9月20日のときの私の質問に対して、島民給与について確認をしていく中で、例えば「東北重機さんの作業員もいるんです」と、こういうお話がございましたが、島民給与

自身は塩竈市の支払い、業務報告日報・月報、そして全部この仮置場業務報告書の中に反映されていますよね。そうすると、この中には島民給与も入っているけれども、こっちの本土側から行った作業員の方々の給与も入っているのでしょうか。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 浦戸の一次仮置場の管理につきまして、先ほども申したとおり協定のほうを協議会のほうと塩竈市で結ばせていただきまして、その中で必要な作業についてももちろんやっていただくということでございますが、当時島のほうが被災されまして、島民の方々が生活する上でなるべくであれば島民の方を使っていたきたいということは、市のほうからはお願いしております。そういった中で、必要な人数全て例えば本土側から作業員を連れていっていただいても構わないわけでございますけれども、島民の方を極力使っていただくということをご厚意でご協力いただきまして、その方々の人数については全体の雇用いただいた作業員の中の一部がそういった島の方になっているというふうなことでございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 一部ということですね。

そこで、協議会の関係でちょっとお聞きしたいんですけれども、全体としてこの中では普通作業員と軽作業員と分かれております。そこで、協議会のさっきの関係で島民給与が支払われたというのは、この決算報告書の中に載っているんですね。ページ数で言いますと、別冊その4のところの403ページから404ページと、ここに記されております。

そこで、この中でまず最初に、一番最初に出てくるのは浦戸諸島の平成24年の9月なのかな、ちょっと時期の問題……、ああ、書いてありました。平成24年の4月4日、7,047万9,877円かな、そのくらいの金額が支払われておるんですね。それで、これはどのくらいの人数の方にこの時点で支払いました。

○志賀委員長 どなたに。

○伊勢委員 そうですね、じゃあ千葉さんから。

○志賀委員長 株式会社千葉鳶代表取締役、千葉勇夫社長。

○千葉社長 お答えさせていただきます。

ただいまの委員からのご質問ですが、この中で我々何名ということでもちよっと資料手元に、我々の報告書ということでの資料しか持ちでございませぬので、はっきりした人数はこの場でお答えできない今状況になっております。もしどうしても必要とあらば、再度調べ

まして、それでご報告したいというふうに思います。

なお、ここにおきますのはあくまでもこちら側からその東北重機工事さん、並びに東華建設さんのほうで雇用されている普通作業員の方、こちらから出向いている方、その方を除いた方々の金額がここに明示されております。なお、端数がついているというのは、当然のことながら島民の方に安全に作業していただくために、消耗品等をお渡ししております。それも計上しております。なお、消耗品と申すのは例えばヘルメット、並びに例えばマスク等、常に安全に体に害を及ぼさないような、極力そういう配慮をしながらの消耗品でございます。そういう経費も合わせた形で、ここに計上してあります。以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、私ども特別委員会で島民給与についてそれぞれ5回ほど支払っていて、8,300万円ほどでしょうか。なぜその人数が出てこないのか、その辺をお尋ねしたいと思います。島民給与を何件の方に、何人に渡したのか。私はそのことをお聞きしているので、なぜ出てこないのかということも含めてお答えください。

○志賀委員長 千葉社長。

○千葉社長 お答えいたします。

前段でいろいろなご質問があろうかということで、学習はしてきてはおるんですけども、この場で人数を報告するというようなちょっと状況というんでしょうか、前段でのそういう我々の思いになっていなかった一面がございまして、あくまでもこの金額、どういうふうに予算が執行されたという具体的というんでしょうか、内容をこの場でご説明すればいいのかなという、ちょっと大変そんな思いでちょっときょう臨んでおったものですから、もしどうしてもこの人数を明らかにするということであれば、後日この辺をしっかりと資料を見ながら、報告したいと思います。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ちょっと改めてお尋ねなんですけれども、この決算報告書のこの浦戸の403ページから404ページというのは、どなたがまとめたんでしょうか。数字上の関係で、まず総体として。

○志賀委員長 事務局ではこの会計報告は、どなたがつけられたんですか。和田野さんですか。では、株式会社晃信建設、和田野社長。

○和田野社長 それではお答えいたします。

各仮置場に関する金額の記載について、毎月外部監査ということで阿部会計事務所さんと月1回の巡回監査を行っております。その中から、各月のお支払い金額をここに記載させていただきました。以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、監査は阿部会計事務所ということになって、監査があるということは金額も件数も明確なんですね。まさか、例えばお金をそっくりということはあり得ない話です。必ず監査は「何人」「この方働きました」、伝票も添付されますよね。その辺はいかがなんでしょうか。

○志賀委員長 千葉社長。

○千葉社長 お答えいたします。

1つの流れから、ちょっとご説明をさせていただきたいと思います。実質作業に当たっておられる東北重機工事さん、並びに東華建設さんのほうから、どこに何人がそこに従事しているかという報告書を、毎日のように頂戴しております。それを月単位でまとめた形で、業務報告書ということで作業日報を添えた形で市当局の環境課のほうにお届けをしています。それに基づきまして、実際その人数がそこで従事しているかということは、環境課のほうで恐らくというんでしょうか、私の知っている範囲では週に2回ないし3回島のほうに出向かれて、その中で実際の作業人数と報告がある人数と、その辺の乖離があるかどうか、正確かどうかということも含めて検証されているものだというふうに思います。

なお、我々はそれが履行確認をされたということで、後日それが認められたということであれば、そのことで請求書を出させていただいて、一連の報告ということになっております。ですから、今現在ここにそういう資料は、当然我々が提出した資料がここに記載されているとは思いますが、ただこれが実際トータルが何名、何名ということは現時点で私手元が、ここに来て初めてこの議会資料を見るものですから、それに対して意見を求められるとなかなか正確な回答ができないのかなということでございます。以上です。

○志賀委員長 回答者の方をお願いします。島民給与というのは、連絡協議会で雇われた方の給与ですね。ですから、連絡協議会で雇われている方ですから、その人数は把握されているんじゃないですか。その点、その問いに対して答えていただきたいと思います。千葉社長。

○千葉社長 お答えいたします。

その島民の人数についての掌握については、確かに掌握した形の中での一連の作業とさせて

いただいているのは間違いのないことです。ただ、今この場に私が出席をさせていただく中において、その資料が自分の手元にもないですし、初めてここに見る形です。なお、その資料についてここで申し上げるということをちょっと想定していなかったものですから、大変申しわけなくと思いますが、準備不足で大変申しわけないんですが、今現段階でお答えできるのが、ただいまお話をさせていただいたということです。以上です。

○志賀委員長　じゃあ、ただいまのあれを踏まえて、この場では数字が出ないようですから。伊勢委員。

○伊勢委員　私も環境課のほうに行きました。それで一次仮置場の作業の、例えば浦戸のほうの大体工程を見ました。そうしますと、日報・月報まではちょっと私も見ていないんですが、一応話を聞いたのでは日報、それからそれを修理・整理して月報、災害復旧連絡協議会のを全部そこでまとめて例えば島民給与、これは普通作業員・軽作業員という項目になるんでしょうけれども、それが災害復旧連絡協議会名でほぼ同じ報告書がそっくり上がって、それで環境課のほうで出しているということなんです。それ以降は、要するに支出負担行為とか委託のためのいろいろな手続等が、それ以降は始まります。

そこで、私掌握していないということでお話ございましたが、実は9月20日の時点で既にこのことは千葉さんにお聞きしているんですね。どういう形で、どんなふうに行っているんですか。まあ、時間もありませんでしたから、「島民給与というのはどのようなものですか」と聞いたんですが、私もその時点で千葉さんがちょっと「おや」というような顔をしていたので、「それは、あともう一度掌握してみます」みたいな話でしたが、これはやはりたしか千葉さんは事務局長ですよ。そうすると、決算というのは私もいろいろ関係でやっぱりやっていけば、事務局長というのは全部わかっているはずなんです。お互いに仕事を分担しているのはそれはあっても、その島民給与について実態を知らないということは、私はちょっといささか不思議に感じるんですね。大事な問題ですので、つまり支出として島民給与を出したということですので、委託はお金を受け入れてやっていくわけで、島民給与というのは支出ですから、その支出が適正なのか、数字上も人数が把握されているのか、これはやっぱり重要な問題だと私は感じるんですが、その辺はどうか、まず最初に。

○志賀委員長　千葉社長。

○千葉社長　お答えいたします。

まさしく今委員のおっしゃることは、よく理解できる話でございます。ただ、今先ほど来申

し上げているのは、この場で実態の掌握はしていました、間違いなく。ただ、具体的な数字を今問われているものですから、その具体的な数字に明確に答えられないということを今申し上げさせていただいたということで、ご理解していただけないでしょうか。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 よろしいですか。事務局長さんがそういうお答え、そうするとさっき和田野さんは監査、阿部会計事務所さんも含めてやっているというお話でしたよね。そうすると、和田野さんはその辺は、人数も金額も全部承知しているんでしょうね。その辺、ちょっとお尋ねします。

○志賀委員長 どなたに、和田野さんですか。和田野社長。

○和田野社長 それでは、お答えいたします。

島民給与に関しては、毎月数字として上げていただきまして、各仮置場、主に東北重機工事さん並びに東華建設さんの両者から、毎月の作業員の人数を上げていただきまして、それに基づいてお支払いをしております。以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、一番知っているのは和田野さんということになるかと思うんですね。資料は持ってきていないですね、きょうはね。そうしますと、おおむねでいいです。平成24年の4月4日の7,047万円、あるいは平成24年の5月1日の1,065万円、そのほか37万円、あるいはその次のほうの118万円ね。あと49万2,000円と、この辺の記憶でよろしいんです、大体このくらいは払ったんでないかというのがもし記憶にあればというのがもし記憶にあれば、そこだけ確認させていただきます。

○志賀委員長 これはどなたに。（「和田野さんで」の声あり）和田野社長。

○和田野社長 お答えいたします。

4月4日にお支払いしました島民給与ほかということで、先ほど千葉さんからもご説明あったんですけども、7,047万9,000円いかほどですが、この金額に関してはいわゆる浦戸諸島に関しましてはもう既に23年7月、8月、9月……、7月以降始まっておりまして、いつの時点かちょっと私も記憶ないんですけども、資料がございませんので記憶は定かでないんですけども、いわゆる23年度のまとめた金額としてこの金額を計上させていただいたと記憶しております。以上でございます。（「次、そのほかのやつも、大筋ご説明していただ

れば」の声あり)

そのほかの島民給与に関しましても、例えば5月1日にお支払いしている分に関しては、4月に請求が上がってきた分のお支払いだと理解しております。以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 月単位がずれ込んでいるというのは、ちょっと私も奇異を感じるんですね。少なくとも島民の方々の仕事ですから、毎月精算をしていくことになるかと思うんです。それで、瓦れき仮置場の一次業務報告も日報・月報。そうすると、月々の単位の本来は支払いになって、こういう決算処理というのはちょっと例えばさっき言ったように、平成24年の4月、何か月か先のやつ、それから平成24年の5月1日、これもじゃあ一体4月の請求があったからという、いつごろの請求なのか、こうなっちゃいますよね。

問題は、私どもがこの調査特別委員会で求めていたのは、島民給与をお支払いした金額はここに明記されています。一応金額上。例えば、私が島民給与として受け取ったという場合に、「受け取りました」って言って必ず領収書なりサインしますよね。そういうものがあつての話なんですか。その辺が、ちょっとわからないですね。

○志賀委員長 千葉社長。

○千葉社長 お答えいたします。

まさしくお金のやりとりですから、こちらで仕事をしていただいた代価としてお支払いする、それを島民の方が「受け取りましたよ」ということで、領収書が存在するという形になっています。そのトータルが、まさしくここに計上されている金額でございます。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 領収書が存在するというのは、今承知しました。そうすると、当委員会のほうで名前伏せてもいいから、出してくださいと請求していたんですが、その辺はなぜ出さないのでしょうか。究明を求めている市民の皆さんの関係で、これは特別委員会の私どもの1つの焦点の当て方ということになっていきますので、なぜ出ないのか。

○志賀委員長 千葉社長。

○千葉社長 お答えいたします。

前回9月20日の折に、「名前を消してもいいですから」ということでの、そういう要望はなかったというふうに記憶しておるんですが、ですから、あくまでも領収書を出してくださいということでしたので、その領収書の中には個人を特定する情報がそこに書いてあります

ので、それを出すということについてはちょっといろいろな問題があるのかなということ、今回は提出については控えさせていただいたという状況です。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私ども特別委員会で10月30日の日に、再度この問題、市当局といろいろ精査しましたよね。私どもは、伏せてもいいから出してほしいという要請したはずですよ、市当局に。ところが今のお話ですと、9月20日の調査特別委員会の話しかない。そうすると、私ども特別委員会で10月30日に災害復旧連絡協議会の方々に「伏せてもいいから出してください」と言っていた関係、市のほうはちゃんと話伝えたんですか。その辺、ちょっと確認します。

○志賀委員長 当局のほうはどなたですか。菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 9月20日の委員会を受けて、その後文書で復旧連絡協議会の旧事務局ということで、「委員会から要請がありましたので、提出お願いします」という文書を携えて私がお願いに行きましたけれども。まず、最初に資料提出というところでお話しさせていただいたので、個人情報についての黒塗りとかということまでは、ちょっと私も失念していたかと思います。以上です。

○志賀委員長 質問は、30日に要求したことに対して要求したのかという質問ですから、それに答えてください。菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 30日もお話をしましたが、そこまでの話はしておりませんでした。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 おかしいですね。当委員会で、例えば高橋卓也委員も「墨塗りでいいから出してほしい」って請求したんですよ、特別委員会の請求で。これ、正式なものですからね。そうすると、今のお話で出していないということは、特別委員会自身をまさしくその点では、私たちの調査の請求に対して応えていないということになるんじゃないですか。やっぱりこれは、今回の事案の関係でいうと重大だと思うんですよ。何のために我々調査特別委員会をつくって、この問題について災害連絡協議会の方々に「墨塗りでいいから」、こういう正式な要請をしているんですが、やっていないとすると、その辺は副市長、ちょっとその当時お答えになったから、答えてください。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 島民給与の証明書につきましては、担当課長が答弁いたしましたとおり、議会の

意向をしっかりと旧事務局のほうには伝えたということで、我々報告を聞いておりますので、この辺が墨塗りでやってほしいとなったかという部分について、意向が伝わったかという、今担当課長がそう申しあげましたので、しっかりと墨塗りで出せるとなれば、改めて事務局のほうにはお願いをしたいと思っております。以上であります。

○志賀委員長 ほかに質問ございませんか。鎌田委員。

○鎌田委員 では、私のほうから質問させていただきます。

今回は、私が参考人として要求しておりました公明党の嶺岸議員が出廷されないので、ちょっと話題が変わってくるんですが、この中で私は広がりのある話が、いわゆる横流しをしていると。それは1人ではないというようなことで話をされていて、この間の参考人招致では1つの会社が挙がりまして、それを確認したら「違うよ」と、その方も「初めて会うよ」というような発言で、それは違うということでしたが。

ただ、協議会さんの出された総会の資料を見ますと、監査のほうで附帯事項がありました。同じような類いのものだと思うんですが、これについてはこの間の参考人招致の折に事務局の千葉さんにご確認をしたところ、「違います」というところでありました。ですから、1件ではないということがそこで判明はしたわけですけれども、これについては後で時間があつたら確認していきたいというふうに思います。

そんなわけで、そういったことを考えてみると、公明党の嶺岸議員が言われたのは全部がうそではなくて、実際は本当のことではないかと。ただ、あたかも自分が本人に会って話したと、聞いてきたというような言い方をしているところが違うのかなと私は思っているので、本来であればきょう出ていただいて、そのことをきちんと弁明していただければよかったのかなというふうに考えています。残念でたまりません。

それで、今回はその有価物について、ほとんどの話はお聞きしたいわけですが、参考人の方としてはリサイクル会の代表者である坂本様、それからこれに関連するかと思うんですが元災害復旧連絡協議会の会員であられる中沢組の中澤さん、それから同じく八島工務店の八嶋さんと、この辺でお聞きをしたいと思えます。それから、時間があれば千葉様ですか、元塩竈市災害復旧連絡協議会事務局の千葉様にもお話をお聞きしたいというふうに考えています。

まずは、今回の災害ごみの処理、越の浦の処理がリサイクル会さんのほうでやられているわけですが、このリサイクル会の成り立ち、設立の経緯から簡単にお話ししたいと思えます。

○志賀委員長 株式会社豊島、代表取締役坂本社長。

○坂本社長 ただいま紹介ありましたリサイクル会の会長を仰せつかっている（株）豊島の坂本です。よろしくお願いします。

今の災害からの簡単でいいから生い立ちをとということですので、簡単に説明させていただきます。私たちは、6社で構成されております。その6社のメンバーといたしますのは、ここにも元澤田課長さんがおるようですけれども、塩竈市の一般廃棄物の直轄業者ですか、あとは委託業者ということで、会社名は協業組合清掃センターさん、協業組合クリーンセンターさん、有限会社渋谷清掃さん、それから株式会社カネヒロさん、あとは宮本産業（株）と。宮本さんは、一応塩竈市のリサイクルのほうの委託を受けている会員の中の塩竈に営業所があるということで、一応ごみの廃棄物はそっちのほうには一般のほうに入っていないんですけれども、リサイクルのほうで入ったのでね。

その方たちは、震災12日以降澤田さんもここにおりますけれども、清掃管理課さんと毎日のように市の災害ごみの片づけに奔走した。約1年間くらい、ここにおられる建設業界の方も巡視からということでお聞きしておりますけれども、終わってからもなかなか災害時のごみが片づかなかったもので、そっちのほうに奔走したと。そういう中で、宮本君か誰かが一応お願いして、大体一段落したと。あの中からの選別、私らは要するにごみを扱っていて、リサイクルとかそういうごみの分別とか専門だったものですから、そういうことで協議会さんのほうから声がかかってきたのかなと、一応しておるところでございます。

それで、一応中倉のほうに選別をしていただきたという旨があったので、協議会さんと市役所のほうの環境課さんの事務所のほうに行って、一応7月ころですか、その話があったのはね。そして、8月ころからそういう選別に当たってくださいということで、名刺をつくって口座なんかをつくるのに、塩釜災害復興リサイクル会という名前で6社で構成したわけでございます。そのような形で、中倉の選別作業に当たらせていただきました。

一応、それでよろしいですか。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

そして、リサイクルさんで取り扱う、もちろん取り扱っているわけですけれども有価物について、いろいろあってその中の有価物の処理といたしますか分別もしていると思うんですが、この中の有価物の窓口といたしますか、なぜ有価物についての窓口になったのか、その辺の経

緯についてもちょっとお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 坂本社長。

○坂本社長 お答えします。

それについては協議会さんのほうから来て、多分私らの会社も会社も塩竈に来て60年以上の歴史を持ったリサイクルとかスクラップに関しての経験がございますので、私らも宮城県、東北6県、全部スクラップ関係でいろいろ動いています。状況も一応精査しているという形で、協議会さんと協議しながら、多分私のほうにスクラップのほうをお願いしますということで役所のほうとも話したか何かわかりませんが、事務局の千葉さんがいらっしまして、「ひとつ任せるから、やってくれないか」というような話で、スクラップのほうに携わったわけでございます。

ついでに、流れを話しますか。一応、私らの置き場所がなかったんですね、もうね。中倉を任せられたというところで、もうごみの搬出されている置き場所が解体に伴って、受け皿がなくなったと。とにかく中倉のごみを整理しながら、置き場所を確保しなくちゃないと。それでもって、あと越の浦もそのとおりだと思います。搬入がされて、もうこういう金属くずを置く場所がなかなかない。そうすると、その日その日というか、たまった時点ですぐ運んでくださいというような状況でしたので、最初なんかは瓦れきなんかでも、とにかく屋根のトタン瓦れきとか石膏ボードとかいろいろなものがついて、計量書を皆さん方も見ていると思いますけれども、うちのほうで青南商事に皆契約して、会のほうで一応努力しながら全部持って行ってくださいよというような形で、11トン車に3トンとか4トンくらいつけて走るような状況でね。

一応、私も本当はテレビ放映なんかも見て、いろいろ聞いていたんですけどもね、あの状況で青南さんも災害に遭って、車も少ないと。そして、塩竈だけでなく宮城県沿岸全部やられたということで、会のほうでいろいろ車を出しながら、あとほかのチャーターも頼みながら運んだという状況でございます。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

それから、スクラップの流れにちょっと入ってくるわけですけども、いわゆるスクラップを含めて有価物が出ますけれども、それについての処分権というか、何と言ったらいいんでしょうかね、それをこの全体の仕事をもらっているの中で、その中で出た分の有価物は自分た

ちで、青南さんという話が出ましたが、そちらのほうに自分たちの、何と言ったらいいんだろう、権利じゃないですけども、いわゆる全体のあれを請け負っているのもその出る分についてはリサイクルさんのものだという形で、それで出すという流す形、契約する形なんですか。それとも、このスクラップの処分については、そういった出た後、それについてはまた別経路の話なんですか。私はその辺の表現の仕方がよくわかりませんが、どのような形になっているの、そこをちょっとお教え願いたいと思います。

○志賀委員長 坂本社長。

○坂本社長 それについてお答えします。

私たちは先ほど申したとおり、瓦れき片づけに関しても契約とかそういうものはなかったんです。それで、金額も請求をしたこともないし、約1年間そのような状況でお金なんか入ってきません。そういう中でのスクラップということですから、もちろんただでもらうという形ではなく、値段も何も決めるような状況ではなかったと。それでもって、協議会さんと事務局と相談しながら、一応暫定的に5円ということで計量書とかそういうものはきちっとした日付から受け入れから車番から、皆入った計量書をきちっと置いております。1キログラムも変わらず入っておると思います。それを、報告書と一応協議会さんのほうに出して、そしてあとその有価物につきましては一応協議会さんのほうの千葉蔦さんと協議しながら暫定的に、とにかく私らもいろいろ仙台の状況とか石巻とか聞いていました。私らも、売ったのは5円くらいで売りました。会社に来れば、領収書あります、ほかのやつね。仙台でも、いろいろ「30円だ」「20円だ」、私らもテレビで聞いていますけれども、一応1,000トン、3,000トン、7,000トンという数字で入札をされています。安いので、3円から5円です。取った方も知っています、仙台でね。

そういうようなことで、協議しながらとにかく私は値段決められないので、一応協議会さんのほうに5円という暫定価格で預ってもらっていると。そして、最終的には市と協議会さんといろいろ協議したんだと思いますけれども、私はちょっと不満だったんですけども、8円で買ってくださという形になって、一応差額を払って、スクラップに対しては精算終わったというような感じでおります。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

暫定的に5円という、今お話が出ました。この間、参考人を招致してお聞きしたところで、

前回の議事録を持っているんですが、46ページによると事務局の千葉さんがここでやりとりした話で、「キロ当たり15円というのは初耳だ」という話をして、協議会はここではかかわっていないのかなという話の内容だったと思うんですね。一方、市当局側では15円だというふうな説明がずっとなされてきたと思います。この「キロ当たり15円」の中身としては、「物としては8円だが、一応運搬賃やら積込料が7円として、15円だ」というような話だったと思うんですね。

今暫定的に5円という話と、実際はこれだと運賃引いて8円ですから3円の差があるわけですが、この単価の決める経緯を、どちらにお聞きしたらいいでしょうかね、まず市当局さんにちょっとお聞きしたいと思うんですが。この経緯については、最終的には15円になったということですね。先ほど坂本様からお聞きしたのは、当初は暫定的に5円だったと。どれがどういうふうになって協議会が、この間は千葉様が全然知らないという話もされました。その全体的なあれがよく見えてこないんですが、そこを誰でもわかりやすいようにまとめて説明をいただくと助かるんですが、副市長さん、ひとつよろしくお願いします。

○志賀委員長 内形副市長……、じゃあ菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 有価物の15円とか8円という取り扱いについて、決定までのそういった流れを説明してほしいということでございました。

まず、協定書に基づきまして一次仮置場ということになりますけれども、災害復旧連絡協議会で廃棄物の仮置場の管理や建物の解体業務等を最優先にお願いしていたところがございます。ただ、まずはそういったところから解体や分別から発生する金属スクラップの精算につきましては、その取り扱いをなかなか決められずにおったところございました。その取り扱いに関して、協議会のほうには先ほど坂本社長もおっしゃったように、仮置場の面積が大変限られておりますので、スクラップも出していないと解体とかの物が入って来ないというような現場の状況がございましたので、そういったことで進んでおったところです。

市ではその間、スクラップの売却相場の調査を行いまして、これもこの間の委員会でお話をちょっとさせていただいたところでありまして、発災当初から覚書を結ぶまでの間の上下するスクラップの単価の高い値段の平均をとって、それが15円であろうということで、その15円の単価設定を協議会さんのほうにお示しして、あとは協議会さんほかから運搬経費実費分があるということで、その参考見積もり等を取りまして、最も安価であった経費の7円というのを採用しまして、15円から7円を差し引いた8円ということで市への納入価格を

決定して、協議会との覚書の締結をしたという経緯でございます。

資料については、今回お示しした資料の、済みません、343ページになりますので、お願いします。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。

そうすると、当初暫定的に5円でやっていたと。そうすると、最後には15円というのが運搬賃やら何やらを差し引くと、本来は8円になると。そうすると3円の差が出ますけれども、その後どういった措置でこられたんでしょうか。リサイクルさんの坂本様にちょっとお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 坂本社長。

○坂本社長 青南商事とのやりとりは役所でも協議会でもなく、任せられたものですから一応私のほうのリサイクル会のほうでやりました。その中で、やっぱり物とかそういうものの運賃とか、運搬も何か「青南さんでただでやった」とか、そういうお話ですけれども、ただでは運搬はしません。私らリサイクル会の中で一応応援しながら、「とにかく暫時やってくださいよ」と。そして、リサイクル会のメンバーの古川さんという人もみんなで、その中でやりとりをしながら、極力置場の支障にならないように、その都度搬出しましたから。ほかの一山何ぼの見積もりとか入札だとかいうのとは、ちょっと値段的にも違うよという形で値段を決めさせていただいた。

だから、運賃がただだとか積み込みがただだとか、そういうような形でなく置場で8円でくださいよという形で協議会さんとはお話をしました。そういう流れでございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。

それから、ちょっと疑問点がまだまだ湧いてくる場所があるんですが、このいわゆるスクラップについては、有価物については私もたびたび質問させてもらっているんですが、骨材とブリキとそれからアルミですか、それから銅製品と、全く違うんじゃないのとは私思っているわけなんですよね。それで、市当局では何ごみって言いましたっけ、みんな全部合わせたの（「混合ごみ」の声あり）混合ごみね、混合スクラップというふうに言われているわけですが、この考え方が私はどうもちょっと表現悪いんですけども、納得できない回答なんです。

普通解体をすれば、この間私のところでも震災の絡みで瓦からトタンにふきかえをしました。うち瓦屋根なんですけど、一部がやはり銅板を使っています、その瓦と瓦の間であるとか、そういった場所から出たものについては、やっぱり瓦と一緒にそのままぼんとまとめてというわけにはいかないし、やっぱりみんな分けますよね、見ているとね。それからよくよく考えてみると、普通の家の解体工事をやれば、今回の震災でほとんどもうめちゃくちゃというのは別かもしれませんけれども、傾いたりなんかしてまだ形が残っているというような形であれば、最初サッシを外すとか、それから屋根瓦をおろすとか、上にふいているものをおろすとか、そしてある程度木だけの状態にして、家具やらもちろん建具をみんな出して、それから壊しちゃうんじゃないかと、作業方法としてね、そういうふうに思うわけです。そうすると、必然的に解体現場ではもうある程度の分別処理が終わっているというふうに思うんですよ。そんな意味で、混合スクラップとして処理していて、銅やらアルミやらがそこに入っているというその考え方が、私はちょっと納得がいかないところなんです。

実際、これを解体とかやられたことがある方というのは、中澤さん、それから八嶋さんなんかもある程度タッチはしているわけですよ。その辺についての私の考えに対して、本当はいわゆる解体はこうするんじゃないかという考えなんですけど、一般的にはどういった解体されて、どういった処理をされて、分別をするのかしないのかというところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

じゃあ、まず八嶋さんをお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○志賀委員長 八嶋会長。

○八嶋会長 お答えします。

解体作業中には、全部アルミはアルミ、鉄は鉄、ガラスはガラス、銅板は銅板、木材は木材というような形で分別して、大きな袋に入れて搬出場に搬出していました、私のところでは。多分、皆そういうような形で分別した状態で仕分けして、そういう置き場に持っていったはずだと思います。そうしないと、受け取ってくれませんでした。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 もうお一方、中沢組の中澤さんにも同じ内容、ちょっとお答えいただくと助かります。

○志賀委員長 中澤社長。

○中澤社長 お答えします。

私も八嶋さんと同じで、皆分別して越の浦の置き場に搬入しています。そうでないと、受け取ってもらえないので。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 やはり、私の考えたとおりの解体方法なんですよ。いわゆる1軒まるまるあって、傾いてもう住めないからといってそのままばっばと壊して、目ぼしいものを取って、それからあと判別できないのは混合ごみとしてというのは、ちょっと誰考えても今の社会おかしい話だと思うんですね。私もうちの屋根をふきかえた折には、「これはどうするの」って言ったら「スクラップだよ」と言うんで、「いや、スクラップとして捨てるのはもったいないでしょう」と言って、私のところの屋根から出た銅板については丸めてうちの倉庫といえますか、そこに置いてあります。やっぱり、売ったらこれはえらい高い金額で売れる話であって、そういうふうになりました。それが当然かなと思うんです。

それから一方、話をちょっと変えるんですが、今回資料の「その6」を要求いたしまして、6をいただきました。ここの中の金属スクラップの種類を集計表があるんですが、ここでいわゆる年月日を書いてあって、金属スクラップの種類集計表としてあって、上の項目としては処理量と、それがそれぞれのいわゆる種別で書いてあるんですね。級外A-1とか、あとS-Aとか、そこに解体ステンというのもありますね。ステンレスなのかなと思ったりもしますが。あと、鉄くずの特級とかいろいろ出てきますけれども、ここに銅とかアルミという言葉が1つも出てこないんですが、この中でそういった銅やらアルミはどの項目に入るのか、市当局の方のほうから回答をお願いします。

○志賀委員長 とりあえず、菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 今回の資料の金属スクラップの種別集計表ですけれども、銅材につきましてはちょっと私が今手元にある資料の中では、どこに入るかというのは存じ上げません。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 市当局では、いわゆるこの骨材以外は、鉄材以外は、みんな混合スクラップといいましたっけ、そういう説明をされてきたと私は記憶しているし、ここにおられる方もそうだと思うんですが、その混合スクラップ、これはそうすると例えばこのいわゆる数量が多い級外A-1からS-Bまでのやつ骨材で、こっちのやつは全部混合スクラップなのか。そういう混合スクラップについての項目、ここにどこにも大きくくくってあるわけでもないし、あ

りませんが、どういう解釈で私たちは捉えればよろしいのでしょうか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 私のほうは、南青商事さんのほうの聞き取りといたしますか、そういった範囲でのお答えということになりますけれども、混合という形でトラックに積み込みされたものを、トラックスケールに乗りまして、まず総重量をはかりまして、その後でヤードに荷おろしをするということになります。その荷おろした際に広げた形の中で、あの当時震災でありましたので次々に多方面からそういったスクラップを持ち込む車両も多いということで、その当時目貫で広げた中でそういった種別をしまして、それで仕切書を作成してこういった形で集計されているということでございます。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 あっと言う間に時間が過ぎているんですが、ここばかり話をしているとあれなんです、そうすると先ほどちょっと手を挙げていただきましたけれども、坂本さんのほうですかね、私が見た限りはこの間の先ほどの公明党の嶺岸議員の発言に戻ってくるわけですが、でも、「もう、みんなだよ」というような話があるんですね、あの中ではね、くだりがね。通常私も壊して思っただけなんですけれども、あれをわざわざスクラップとして持つていくのがおかしいなという、それは私個人のあれはですよ。ですから分別もちゃんとすると、アルミはアルミで分けると、それから鉄骨は鉄骨で分けると、それから銅は銅で分けるというふうになると思うんですよ。それを本当にあそこにみんな集約されているのか、集まっているのかという問題も出てくるわけですよ。

その辺がちょっとどうなのかなというところが、現実に処理された坂本さんがどういうふう

に捉えているのか、思っていらっしゃるのか、そこをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○志賀委員長 坂本社長。

○坂本社長 青南さんとは、今言った級外とか何とか分けるような余裕もなかったし、置き場でも選別するような場所もなかったし、とにかく置き場からそのまま積み込んで行って青南さんのほうに、もちろんコンクリがらから筋からみんな入っています。今言った銅とか赤とかしんちゅうとかっていうものは、本当に見かけません、私はね。ここの中で皆スクラップと一緒に混合して、あちらでって。やっぱり青南さんの会社のマニュアルでもって、大体仕上げをして本社の方に報告するというような感じだったんです。私ら、その辺は全然関知しておりません。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、ちょっとそこの中で回答がなかったんですが、いわゆるリサイクルさんで処理した中に、銅やらアルミはあるのでしょうか、ないのでしょうか。それをちょっとお聞きしたい。

○志賀委員長 坂本社長。

○坂本社長 私らも随分中倉に行っていますけれども、そういうものがあれば今言ったとおり別売りします。全部混在して、分けて金属等、そういうものを分けるようなスペースもなかったし、そんな感じで搬出しているんで、それについてはちょっと私もわかりません。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。まあ、そういう話ですね、わかりました。

それから、ちょっと話違う話題に戻りますが、この間の陳述の中で議事録を読みますと、49ページに参考人として話された内容が書いてあります。あのころは、塩竈において機器関係が手配できるかどうかが一番の問題だったと。次のページ50ページにも書いてありますが、あのときのやりとりで事務局長の千葉さんは「やれる人たちでやったんだ」「市民のために一刻も早くやったんだ」という話がありましたよね。その中で、あのときは会合も8回でしたっけ、9回でしたっけ、9回会合を開いて、これは24年の8月までで5回と。それから、残りの3回は24年の8月以降にやっているんですね、最近ね。この協議会の解散のために。

それから、先ほどその中でいわゆる陳述の中で会合には呼ばれていないような話をされていたと思うんですが、八嶋さんのほうで。実際にこれ、どのくらいの人数がこの会合5回でやって、どのくらいの人数が集まって、どういう話がされたの。本来であれば、「ここでやれる人、どなたかいますか」とお声がけをして、余裕のある方あるんだね。重機も持っていらっしやるって言っていましたよね、先ほど八嶋さんの話ではね。その辺はどうなっているのか、私はこの話し合いの中、会合の中身が物すごく気になるんですが、どういう内容だったのかを千葉さん、それから実際呼ばれていたのか呼ばれていないのか、呼ばれていたのであればどういう話だったのかを、八嶋さんやらほかの方にもお聞きしたいと思います。これで終わりたいと思います。いやいや、回答を。

○志賀委員長 千葉社長。

○千葉社長 お答えいたします。

あくまでも9月20日のときに申し上げたのは、記録簿と言われるものを見ながら、そのとき

の記憶をたどりながら、何せ2年半前、震災直後からもう2年半過ぎていますがけれども、その期間の記憶をたどりながら、まさしくこういう形になろうと、あるいはこういう状況になろうという、その時点で想定しておりませんでしたので、ただそのときに記録簿と言われる記録をとっていたものを見ながらの、一連のお答えというんでしょうか、そういう状況でございます。

ですから、一部には参加者が例えば22名参加とか、あるいは何名が欠席とか、一部そういう記載があったかにちょっと記憶しておりますけれども、そのくらいの記憶しかないって大変恐縮なんです、ということでのご回答でした。以上です。

○志賀委員長 八嶋会長。

○八嶋会長 先ほど陳述したとおりでございます。以上です。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 私のほうからは、案件2の塩竈市災害復旧連絡協議会の決算処理についてお伺いしたいと思うんですが、その前に先ほどの伊勢委員の質問、ちょっと時間が足りなかったようで、もう一度確認しておきたいんですが、墨塗りでもいいから島民給与の領収書を出してほしいということについて、内形副市長はその旨菊池環境課長に伝えたと。菊池環境課長は墨塗りでもいいということをして失念して、千葉篤さんに伝えなかったと。これは、調査特別委員会でこういう「墨塗りでもいいから」という資料を請求するんだということをしきんと決定してお願いしたわけですから、どこに責任があるのか。私、菊池課長が失念したというのはちょっと考えにくいんですけども、その辺はどうだったのか。内形副市長からちゃんと要請を受けて、伝えるのを失念しちゃったんでしょうか。ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○志賀委員長 菊池課長。

○菊池産業環境部環境課長 ちょっと墨塗りをやってでも、全部の資料という形での話し方では私は受けていなかったんですが、ただそういった形でとにかく出せるような検討も話してほしいということではお話あったんですけども、ちょっと私のほうでその辺までお伝えできなかったというようなことになろうかと思います。以上です。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 まあ、伝えなかったという責任は、大変恐縮ですが重大な問題だと私は思います。調査特別委員会で決定したことを、きちんと伝えなかったということですので。

それで、千葉参考人にお伺いいたしますけれども、資料請求は最後にはなるんですけれども、もし墨塗りでということであれば出せますか、それは。お伺いします。

○志賀委員長 千葉社長。

○千葉社長 お答えいたします。

墨塗りであれば、それで提出したいと思います。以上です。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 ぜひ、よろしくお伺いいたします。

それでは、案件2について資料「その4」の393ページ以降について、4カ所の一次仮置場管理費用の支出入についてお伺いしたいというふうに思います。案件の関係上、お伺いするのは元災害復旧連絡協議会事務局で会計を担当されていた和田野参考人に前問お伺いしたいというふうに思います。

まず、393ページのように総額でこの4カ所、約28億円かかったわけですけれども、協議会から会員の企業への作業代金の支払い方法はどのようになっていたのか。現金払いなのか銀行振り込みなのか、小切手なのか手形なのか、そこをお教えいただきます。

○志賀委員長 和田野社長。

○和田野社長 お答えいたします。

振り込みが主でございました。以上です。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 支払い状況について伺いますが、この締め日と支払いサイト、翌月なのか翌々月なのか3カ月後であるとか、そこをお教えいただければと思います。

○志賀委員長 和田野社長。

○和田野社長 お答えいたします。

そういった支払い条件等は決めておりませんでしたけれども、我々の事務局の中である程度優先順位というんですか、この業務をお願いしている方々にはどうしても今回はお支払いしなきゃなんないという場合は、優先的にお支払いしております。我々メンバーが携わった仮置場に関しては「ちょっと支払いを待ってくれ」ということで、お願いした経過もごさいます。以上でございます。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 新浜公園についてお伺いします。同じ資料の401ページです。

済みません。その前に総括して、4カ所全体にまたがる問題1つだけ聞いておきますが、中倉を除いて支払い日がちゃんと日時順になっていなくて、ひどいところはもう日にちが本当にごたごたしているんですけれども、何でこういうふうになっているのかお教えいただきたいと思います。

○志賀委員長 和田野社長。

○和田野社長 お答えいたします。

支払い月日のいわゆるずれと申しますか、これに関しましては会計報告書を作成するに当たり、元帳からの転記によるもので、科目別に記載されておりますので、そのとおり記載しましたらこのような記載結果となりました。以上です。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 そういうことがあったわけですので、私も入金日・支払い日順に全部並べ直して、そして何ぼ払って、残高は今幾らなのかというのをみんな出してみたわけなんですけれども、この新浜公園でいいますと、この月のところで一番下の3月分というところ、これが7,607万2,500円と、この前の月と比べてなぜこの月だけ一番多い月の5倍くらいになるんですかね。ここだけ巨額になっているのか、お教えいただきたいと思います。

○志賀委員長 和田野社長。

○和田野社長 お答えいたします。

3月分の7,600云々の金額に関しましては公園の復旧工事、以前は芝生としていわゆる野球等で使用されておりましたので、その復旧工事が含まれております。また、公園の仮囲いの設置・撤去もこの年度末で精算していただきました。以上でございます。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 それで、このくらい巨額になるのかどうかというのは、私素人なんでよくわからないんですけれども、それでこの巨額になったわけということですね。

それでは次に、先ほど支払い日順に並べたというお話をしましたが、この新浜公園でいいますとこれはここにはちょっと見づらいんで書いていないんですけれども、平成24年の5月末に残高がこの表でいうと下から7段目が該当するんですけれども、357万6,300円、平成24年5月末に残高があったわけです。それが、7カ月後のこの日付ですね、平成24年12月10日、この日に千葉蔭さんのほうに357万6,300円ぴったり払って、残高ゼロになっていると。先ほどご回答ありましたように、月1回監査を受けていると。月1回監査を受けているのに、7

カ月後にこういうお金が支払われるというのは、ちょっと信じがたいんですけども、どういう事情だったんでしょうか。

○志賀委員長 和田野社長。

○和田野社長 答えいたします。

先ほども述べましたけれども、各仮置場に関する支払いの件に関しまして、やはりどうしても優先順位をつけさせていただかないと、入金のおくれとかそういった等の事情がございまして、我々事務局担当の部分に関しましては支払いを延ばしていただいたという事情がございまして、そういう点をご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 この新浜公園については、復旧連絡協議会としての事務所経費はかからなかったんでしょうか。

○志賀委員長 和田野社長。

○和田野社長 答えします。

かかっておりません。以上でございます。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 次に、395ページの中倉についてお伺いします。

同じ左端の月のところで、8月、9月、10月、11月、この4カ月分の入金が平成23年の12月21日になっているわけですが、これは協議会からの請求が遅かったのか、市からの支払いがおくれたのか、どういう事情で4カ月分が同じ日に振り込まれたのか、お答えいただきたいと思えます。

○志賀委員長 和田野社長。

○和田野社長 答えいたします。

なぜおくれたかといいますと、事務局の単純なる事務ミスでございまして、いろいろ請求出したつもりだったんですけども、いろいろ手落ちした点もございまして、このようにおくれた次第でございます。以上でございます。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 ちょっと4カ月分でこれほどの巨額が事務局の単純ミスというのも、なかなかちょっと信じがたいんですね、この金額を事務局の単純ミスで4カ月分まとめて請求をおくって出すというのはね。それは、私の意見として言うておきますけれども。

下に下がって3月分6,396万6,000円、これもこの月だけ巨額になっているわけですが、これは塩釜清掃センターさんのほうに支払われたということですが、これは何でこの月だけ巨額になっている……。ああ済みません、支払われたのはそのうちの何分の何ですね、失礼しました。6,396万と巨額になっているのかお伺いします。

○志賀委員長 千葉社長。

○千葉社長 お答えいたします。

これも、前段で中倉につきましては5月の末あたりから受け入れ態勢の準備、並びに順次まだ暫定的でありましたけれども受け入れが行われた。あと、後に越の浦からの搬入業務、あるいは新浜公園からの搬入業務等を、最終的に年度末に精算していただいて、こういう金額になったという状況でございます。なお、中倉につきましては一番手前のと受け入れ場所が2カ所ございまして、一番手前の箇所については通常の毎月の業務の中での一連の報告となっておったんですけれども、当初の一番奥になるんですが、当初そちらのものについては後々に別な精算ということでの一連のことで、年度末に精算をしていただいたということでございます。以上です。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 下のほうの11月分ですけれども、これで支払い金額3,916万6,000円、これが平成24年4月27日に千葉篤さんのほうに支払われたという、これが飛び抜けて高額なわけですが、どういう仕事だったんでしょうか。

○志賀委員長 千葉社長。

○千葉社長 今申し上げましたとおり、前段での受け入れのための準備並びに受け入れと、あと並びに越の浦、新浜からの一連の業務がここにあったものですから、それを4月27日に精算していただいたということでございます。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 次のページ、396ページですけれども、協議会の議事録、この同じ資料「その4」の410ページのところなんですけれども、ローマ数字のIV解散の経緯、このところですが、2段目、ちょっと読みます。「連絡体制を一元化するため、塩竈市災害復旧連絡協議会を立ち上げ対応してまいりましたが、昨年24年10月市当局より収束に向けての協議がなされ、25年3月までの工程が示されていまして。中倉の業務が多少残ることについては、受け皿を別に対応できるとの協議がなされて、了解をいただきました。このことにより、塩竈市

災害復旧連絡協議会会長と塩釜建設協議会会長と復旧復興に向けて一定の見通しが立ったという判断により、平成25年3月31日をもって解散することに同意し、当局へご報告させていただきました。」と、このとおりに書かれているわけなんですけれども。

これで考えますと平成25年の3月末で決算報告ができるように、きちんと常識的には準備をもうしていなければならないというふうに私考えるんです。ところが、それもこの年月日で見ますと、最終的には一番下の平成25年6月7日の990万円と、3月で解散するところが6月までこういう決算報告がずれ込むということは、通常ではあり得ないことだと私は思うんですけれども、どういうふうにお考えか。これは、それでは千葉参考人にお伺いします。

○志賀委員長 千葉社長。

○千葉社長 お答えいたします。

実際、中倉におきましては3月分として25年の5月7日に最後の入金となっております。いずれにしても、業務は25年の3月いっぱいまで完了しておるんですけれども、その辺の出納の関係上5月7日が最終の入金という状況になっていきますので、当局からの入金は25年の5月7日が最終となっております。この会計上の関係で、最後に25年の6月7日に全ての面において会計処理がされたということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 入ってくるの遅くて、なかなか大変だったということだというふうにとめましました。

それから次、越の浦についてお伺いしますが、399ページですね。これについても、ほかの一次仮置場と同様なんですけど、先ほども別のところで申し上げましたが、平成25年の5月末残高が3,771万1,810円だったと。これが6月7日に千葉さんのほうに支払われて、ゼロになっていると。こういうことがあるのかどうか、あるいはどういうふうにお考えなのか。これは、千葉参考人にお伺いしたいと思います。

○志賀委員長 千葉社長。

○千葉社長 お答えいたします。

これも中倉と同様、最後の入金日が25年の5月7日ということになっております。それで、先ほど晃信建設の和田野さんのほうからお話があったように、我々執行部が最後の最後に資金ショートしないように優先順位を決めながら、最後に我々が精算をしていただくという、ちょっと一つの形態になっておりますので、それがこういう形としてあらわれたということ

でご理解賜りたいと思います。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 先ほどと同じということで、理解いたしました。

続いて、404ページの浦戸についてお伺いしたいと思います。

これも千葉参考人にお伺いしますけれども、一番下と2番目、有限会社東松島建設、ここに業務が委託されて支払いが行われているわけですが、地元企業でなぜできなかったのかと。工事の内容を含めてご説明いただきたいと思います。

○志賀委員長 千葉社長。

○千葉社長 答えいたします。

東松島建設さんにつきましては、前段で東華建設さんの下請ということで、一連の今回の震災の業務に当たっていただいております。そういった観点から、島の方々のいろいろなコミュニケーションとか、あるいはその辺の島の状況とかいろいろなことを熟知しているという観点から、業務がスムーズに遂行するにはこの方に、ならば引き続きお願いをしていくことが妥当なのかなということで、東松島さんをお願いをいたしました。

なお、東華建設さんにつきましては大体4月いっぱい、他島のいろいろな工事の関係等もございまして、なかなかそこに従事するというそういう状況に至らなかったものですから、あえて切り離しをさせていただいた中でのお願いとさせていただきました。なお、これにつきましては若干の残務残されたもの、あるいは一部いろいろな見えない場所かわかりませんが、のり面が崩壊している部分もあったとか、いろいろなそういう業務でございまして、以上です。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 この2つだけは切り離して、ほかはもう東華建設さんの下請としてこの東松島建設は、ですから支払い先は東華建設にその前のほうは含まれているという理解でいいかと思うんですけれども。その点、これまで4カ所の決算処理についてお伺いしたわけですが、不明の点が実は細かいところでたくさんあるんですけれども、交通費の問題とか幾つかあるんですが、そこまでここで聞くと大変なことになってしまうので、お伺いしなかったわけなんですけれども。

全体として、こうした決算だけではなくて、今回のような問題を早期解決するためにも、連絡協議会の決算資料等々全て調査特別委員会に開示してほしいというふうに思っていますが、

その辺考えはいかがでしょうか。千葉参考人にお伺いします。

○志賀委員長 じゃあ和田会長、よろしいですか。

○和田会長 答えをいたします。

情報開示のことですが、これにつきましては決して拒否されるものではないと思います。また、細部にわたって先ほども申し上げたような島民給与のことにつきましても、一部やっぱり個人情報保護法令等々の制約もあることなものですから、そんなことでさせていただいた経緯があります。いずれその件につきましては、後ほどきちんとしたご回答を差し上げたいと思います。

○志賀委員長 そのほかご質問ございませんか。

それでは、暫時休憩いたします。

再開は15時5分といたします。

午後2時50分 休憩

午後3時05分 再開

○鎌田副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際には質疑を行う参考人の氏名、資料名称、該当ページなどをお示しの上ご発言くださいますようお願いいたします。

菊地委員。

○菊地委員 参考人の皆さん、長時間にわたりご苦労さまでございます。

私は、行政側と本日おいでいただいた方に、確認をさせていただきたいと存じます。

まず、連絡協議会の事務局でありました千葉社長に、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

先ほど前半で鎌田委員さんもなされていたんですが、いわゆる重機の手配、9月20日のときの話では、もう本当に日立建機さん、大変な思いで借りられたと。それで、塩竈の事業が推進したんだよというふうなお答えだったんですが。そこで、その話の中で私もちょっと疑問に思ったのと、あと市民からの問い合わせで聞いていた方が、ちょっと建設業のほうで、名前出して申しわけないですが日立リースさんのほうから借りられたと。そこまではよかったんですが、じゃあなぜその業者さんがいる中で、それを分配して手分けしてできなかったのかというその辺の考え方、その辺をちょっとなぜ千葉鳶さんの会社だけがなったようにこの

間記憶したものですから、その辺の重機を分配できなかったのかどうか、そして業者さんに「こういうのがあるんで、借りてやりませんか」というのができなかったのかなという、そういう思いもありますし、市民からそういうのが「もし聞く機会があれば、聞いてください」というふうな話がありましたので、お答え願いたいと思います。

○鎌田副委員長 元塩竈市災害復旧連絡協議会事務局、千葉様。

○千葉社長 お答えいたします。

日立建機ジャパンという会社に今なっているかと思いますが、その会社と塩釜建設協議会という、前回9月20日に同じようなお答えさせていただいているかと思いますが、その団体と災害協定を結んでおりました。その災害協定の意味合いにおきましては、日立建機日本からすれば、塩釜建設協議会の会員とのあくまでも協定ですので、ほかのこの市内における会員以外の方に供与できるかといったら、供与できませんという当然のことながらそういうお話をまずは頂戴しております。ですから、基本的に重機等が優先的に借りられるのが塩釜建設協議会の会員だということでございます。

なお、あくまでも協定を結んでいるとはいうものの、そこには「与信」という会社の信用ですね、信用ということが、どうしてもそこに条件として「与信」という条件がなってくるものですから、その辺で1台借りられる業者の方もいる。でも、会員であっても1台も借りられない業者もいる。あるいは、10台でも20台でもそれは借りられるという、同じ会員であってもそういう状況でございました。ですから、広く多くの方に我々の意図だけで、思いだけで重機を借りられるという状況じゃなかったということで、ご理解していただきたいと思えます。以上です。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 何となくアウトラインというか、その日立建機さんですかとの関係は何となくわかるんですが、その「与信」という問題で、やっぱりたしか9月20日に我々に教えてくださったのでは、建設協議会さんの会名で借りたという感じに受け取ったんで、そうするといわゆる建設協議会さんの会員さんは私たち市民にすれば全員そういった権利があるんでないかなと、そういう思い誰だっけとすると思うんですよ。それが、今社長さんのほうから「与信」という、その信用問題云々というのが出たんですが、あくまでも私は日立建機さんという企業は塩釜の建設協議会というふうな捉え方を誰でもすると思うんで、その辺の話し合い、リースができますよというふうな話があった時点で、会員とのそういった話し合いとかそういう

のをなされたのかどうか、ちょっと千葉社長さんと、あとその当時役員をなされていた八嶋社長さん、きょうおいでいただいたんで、その辺の会合を持たれたのか。あとまた、会員であったと思われる中澤社長さんに、ちょっとその辺の確認を。あと、晃信の社長さんでも、3方にその辺の会議があったのか、それで重機を借りられる配分どうのこうのというのがなされたのか、ちょっとお知らせ願えると助かるんですが。

○鎌田副委員長 千葉勇夫様。

○千葉社長 お答えいたします。

今委員のおっしゃったことなんですが、あくまでも重機を借りるということは、相手方が法人対法人という形での一連の通常の商取引でございます。ですから、塩釜建設協議会が借りるということではございません。あくまでも協議会の会員を限定した中で、それから個々の取引という条件になっております。以上でございます。

○鎌田副委員長 八嶋さん、いかがですか。

○八嶋会長 お答えします。

そのような相談事とか、「機械をどうできる」「ああできる」というようなことの相談そのものは、会が発足して以来そういう相談も何もございませんし、何もありませんでした。私どもは、当社そのもので機械を保有していますし、また取引しているリース屋さん、業者さんとも皆つき合いがあるもんですから、どういう状態でも機械をチャーター、リースすることは可能だった状態だと思っています。ただそういうお話が相談もなかったのも、対応もできなかったんですが、実際はそのとおりで、そういう協議会の会員さんでなければだめだとか云々というふうな話であれば、連絡協議会そのものをつくる必要もなかったと思うんですよ。建設協議会さんだけで復旧、復興を最初から委託して、お願いしてやればよかったんじゃないかなと、この間の話を聞いた時点では私なりにそう思っていました。以上です。

○鎌田副委員長 では、中沢組、中澤 仁様。

○中澤社長 私は当時、協議会の会員です。私も重機は5台保有しています。その話は一切ございませんでした。あれば、当然うちもリース会社と提携しているんで、どこからでも持ってこれます。

○鎌田副委員長 元塩竈市災害復旧連絡協議会事務局の晃信建設、和田野様、いかがでしょうか。

○和田野社長 お答えいたします。

当社では、新浜公園の仮置場の管理をさせていただきました。その際、日立レックさんとは

大型機械ですか、いわゆるスクリーンという機械なんですけれども、それと大型バックホーと。もともと、自社のバックホーも2台ほど投入しまして業務を遂行してまいりました。以上でございます。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。いろいろそれぞれの発言、皆さんの発言というのが私にとってはいろいろ重く受けとめたいと思っております。あとは、これを聞いている市民の方が、またこういう感じでなってくるのかなと思っております。

それで、その協議が「あった」「ない」という話で、先ほども鎌田委員がされていたと思うんですが、記録簿の件でちょっとお伺いしますが、定例会開催日を再認識いたしますと、発足当時の6月20日まで5回されていました。あと、その後は3カ月後の23年の10月13日に開催されたという、この間の答弁でした。そして、次の6回目の定例会は24年の8月29日、あと10月の間になされたというんですが、なぜこのように間があったのか。

そして教えていただきたいのは、9回ほど会議をなされたというんですが、記憶でその会議で大変忙しかったとは存じますが、何人くらい出席して協議をなされたのか、その辺もまた八嶋さん、そして中澤さん、そして港都設備の大竹様、そして千葉様に、何回くらいやってどういうふうにしたのか。先日9月のあれでは、和田会長さんは自分の仕事も大変で、なかなか出席できなかったのも多かったやに議事録に載ってましたので、そうするとどうい感じで決定されて、それか和田会長さんのほうに上がっていったのか。そしてまた、会員各位に伝達されたのか、その辺の流れと人数、記憶で結構ですので、それぞれの参考人の方にお伺いしたいと存じます。よろしくどうぞ、教えてください。

○鎌田副委員長 八嶋様、いかがでしょうか。

○八嶋会長 お答えします。

会議の開催回数とかについては、和田会長さんが一番ご存じだと思うんですが、毎回和田さんも出席しております。和田さんが一番ご存じじゃないかと思えます、会長が。以上です。

○鎌田副委員長 次に中澤様、お願いします。

○中澤社長 お答えします。

6月25日の議事録なんですけれども、これは宮城機工の社長が打ち合わせ、議事録の整理整頓がなされていると答えているので、この議事録はあると思います。（「何ページになりますか」の声あり）これは、13ページです。6月25日の協議会の報告議事録の13ページに、宮

城機工さんが監査として答弁した答えが入っています。

○鎌田副委員長 次に晃信建設さんの和田野様、いかがでしょうか。ああ、大竹さんですか。じゃあ大竹さん、お願いします。

○大竹社長 それでは、ご説明させていただきます。

私は最初のほうはちょっと出ていなかったもので、6回くらいから出た覚えがあります。ですから、前のほうではちょっとわかんない状態です。以上でございます。

○鎌田副委員長 では晃信建設、和田野様、お願いします。

○和田野社長 答えいたします。

いわゆる全体会議というか定例会というか、皆さんがお集まりになった回数なんですけれども、先ほど9回ございます。それで、6回以降ちょっと期日が長いんじゃないかというご指摘に関しまして、最初の会議はいろいろ震災の復興のためのいろいろな打ち合わせ会等ございまして、またあと家屋解体の仕方とかそういったことの説明会がたびたび行われて、4月に2回ですか、あと6月に3回ですか、そういったことをしました。それ以降、やはりそういったやり方、仕方を皆さんがご理解いただけたものですから、その後のいわゆる本格的な危険家屋解体の遂行業務とか仮置場の管理業務とか、そういったことに順調に推移させていただいたという結果、こういった期間が延びたのかなと、私なりに理解しております。以上でございます。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろありがとうございました。

それで、会計さんをなさっていた和田野様に、ちょっと参考人の方にお伺いしたいんですが、第9回の会議があったときに、6月25日10時からあったと。このときに⑤番の、いわゆる②番の会計報告とか随意契約関係についてというのはわかるんですが、未収金・有価物について、これは何を指している会議だったのか、ちょっとお知らせしていただくと助かるんですが。会計さんに関するものだと思いますので。

○鎌田副委員長 では和田野様、お願いします。

○和田野社長 答えいたします。

まず⑤番の未収金の件なんですけれども、これはいわゆる家屋解体業務に関しまして事務経費としまして1%を預るということで、皆さんからご同意を得ております。それで、そのなさった業者さんがまだいわゆる1%をお支払いしていない分として、その金額が60万何がし

なんですけれども、計上させていただきました。

また、有価物等のご指摘なんですけれども、その件に関しましては監査人より附帯事項としていろいろ諸帳簿、いわゆる越の浦事務所において搬入記録等を精査した結果、有価物が入っていない事実があったということが確認されたものですから、その辺のことも附帯事項として記入してくださいということだったものですので、そういうことで記入させていただきました。以上でございます。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。

前にも質問させていただいたんですが、議事録で監査報告がありました。資料No.4の405ページに、その下の段が今和田野社長さんのほうから説明があったのかなと思っています。

それで、先ほど前段の委員会の中で、この辺のことをちょっと鎌田委員が触れたと思うんですが、今のだと監査委員から言われたと。でも、先ほどの説明からすると「いや、協議会のほうからこういう問題があるからだよ」というふうな話がされたんで、ちょっとそこにはかなりの「言われた」と「言っていた」のでは、かなり温度差があると私は思うんですけれども、それはそれでいいんですが。例えば、鎌田委員の質問の中で「そういう問題があったから、協議会としてこういった議事録に残したんだよ」というのは理解するものの、ではその金額というのはもしそういうふうになっていたら税金がどういうふうになったかという問題で、私はうんと大きな問題だと思うんですよ。

そうすると、それをこの附帯事項として書く場合に、やっぱり市に相談したのかどうかという問題が1つ。あと、市ではこれを受けてどういう処理をしたのか、指示をしたのかというのが問題なので、この件について市当局としては、聞いてこの件についてどう指示して、どう処理したのか、ちょっと前回は聞いたと思うんですが、確認のためにこの405ページの監査報告の附帯事項についての処理をもう一度、そしてその金額が把握されているのか、当局として。塩竈市の当局として把握されているのか、お答え願いたいと思います。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 菊地委員のお尋ね、その報告を受けていたかというお尋ねでございました。復旧連絡協議会が取り扱った有価物につきましては、市との協定書に基づきまして売り払いが行われて数量の報告等が出されまして、それで委員会の資料のほうにもお示ししているとおりでございます。この6月25日の協議会の精算報告会の資料の中の記述についま

しては、こちらのほうもその内容をただしたところ、まだ協議会のほうが当然元請の責任ということでなお確認させていただきたいということですので、詳細についての報告とか金額はまだ受けておりません。以上でございます。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 今明らかになってきたのは、元請の責任としてあとちゃんと行政に説明するというふうな話までいっているというので、それがちゃんとしたお金のやりとりの範囲になるのかどうか、これからも見守っていきたいと思っております。

あともう1点、浦戸の危険家屋解体のことについて資料要求していたんで、ちょっとお聞きしたいと思います。個人名がありますんで、番号で言っていくと「本-000215」、これについて撤去作業指示数量というのと、指示した729.4平方メートルですかと指示数量が443.5平方メートル、そして208ページの資料なんですけど、そしてあと208ページ以降に謄本も添付されておりますが、そこでいうと232.5平方メートルなんですけど、なぜこんなに差があるのか。この232.5平方メートルで支払いの撤去作業の指示で請負金額を決めればいいのに、なぜ大きな額の数字で決めていったのか。その辺ちょっと理解、私はできかねますので、これはなぜこういうふうな差が出たのか。あと、逆に言いますと「浦-000019」の案件ですが、これも912.9平方メートルなんですけど登記簿のほうでは203.12平方メートルになっているんで、なぜこんなに差があって、何階建てだののビルでも建っていたようには思わないんですが、その辺の数字なぜ当局で出してきた数字が違うのかなというのを、ちょっと教えていただくと助かるんですが。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 菊地委員のご質問にお答えいたします。

解体の書類で面積が、登記簿と実際の精算の中での面積が違っているというお尋ねでございました。これにつきましては、この浦戸の19とか215ということになりますけれども、1軒分の解体書類の中でその周辺等の他の解体物件についても所有者からの申請と同意を得てまとめて解体をしたもので、その面積の合計ということになっております。また、解体金額がふえたり減ったりしておりますのは、そういった面積の増減でありますとか、あとその他の作業の単価項目によりまして実績報告の数量に基づいて精算を行って、それで増減があるということでございます。以上です。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 「はい」と返事をしたいんですが、写真等を見ると、1軒頼まれた例えば215の方とか、写真ですよ。そうすると、その周辺というのはなぜ写真撮らなかったんですか。これ、写真だの何だのこういうふうにはちゃんと添付しておきながら、周辺の建物も同意を得てやりましたというのは、ちょっと説明が私にはつかないと思うんですが。ここにおられる委員さんみんな、「ああ、そうだろう。菊地の理解が足りないだけだ」というのであれば、私は謝りますけれども。資料をせっかく要求したのには、写真もきれいに何枚かずつ撮ってあるんですが、じゃあその周辺の解体したやつ写真は撮らなかったのか。そのもととなる数字は、どこから出したのか。業者に言われたままに出したんですか、じゃあ。お答えください。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 写真につきましては、こちらの解体申請処理が1件ということで処理させていただいておりましたので、この申請者の解体申請書類の写真だけでつづられておりましたので、その他の周辺についての写真は今回のほうのちょっと別つづりになっておまして、添付のほうはされておりました。面積等の確認ですけれども、こちらのほうはそういったそれまでの申請書類の中で、登記簿謄本でありますとかその他の図面でありますとかで確認をさせていただいて、間違いなく建物が建っていることを確認の上、そういったものも処理させていただいております。

ちょっと若干経過がありますけれども、浦戸につきましては大変被害が甚大であったということで、島民の方が解体申請書をお出しになるわけですけれども、避難生活の中でなかなか書類等がそろわないというようなお声もいただいたり、あと例えば区長さんが代表している取りまとめをさせていただいたりしてくれておりましたけれども、そういった書類が整わない中でなかなか処理が思うように進んでいないところがありました。そういったこともありまして、浦戸の危険建物を全て解体しなければならないという思いから、迅速安全に遂行させたいということで23年度内に一連の作業の中で解体をさせていただいたという経過がございます。

なお、環境省の補助の通達の中で、「解体工事費の中で解体工事の対象となる家屋事業所等は、市町村が特に必要となった廃棄物の処理として解体を行うことが必要と認める家屋・事業所とする」というふうに規定されておりました。我々もこの根拠に基づきまして、本件につきましては東日本大震災で家屋の建物が二次災害等引き起こすような危険もあるというふうに判断して、解体をしたものでございます。以上でございます。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 混乱の時期で、危険物解体というのは十二分にわかるんだけど、説明によると周辺のも解体云々というふうな話出ていますが、明らかに撤去業務指示数量との差が、まず大きさに言うと100坪くらいの差があるわけですよ。そうしたら、100坪っていったら、私は大きな建物じゃないかなと思うんですよ。うちの自宅なんか見たって、25坪とかそこらですよ。それが100坪くらいに違う、差があるということは、ではどうやって検証して、お金払ったんでしょう。どうやってその認定したんですか。この多い分。そして、誰が決定してお金を払ったんですか。おかしいじゃないですか、そう思いませんか。「登記簿に載っている232.5平方メートルを解体しました、それで800万円かかりました」というんだったらわかるよ。それが違うんだもの、指示書のと。そうしたら、どうやってちゃんと適正に支出しました、支出しましたって言うけれども、そのもととなるデータをいただいたのは、行政側が業者さんからデータをもらって払ったとすれば、その辺の差を業者さんに、浦戸で解体した方に「なぜこんなに差があるんですか」ってそういうのも検収したんでしょうか。それとも、出された資料に全部お金をそのまま払っていたんでしょうか。その2点、お答えください。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 まず、ちょっと1点、どういった確認をしていたかということのお尋ねでございます。先ほども経過説明したとおり、解体の申請書はその周辺の物件につきましてもいただいておりますので、その中で必要とされるような書類、登記簿謄本とか固定資産とか図面とか、わかり得るものでまずそういった面積の確認をさせていただいております。また、例えばですけれども、先ほど委員からお尋ねあった浦戸の「000019」であります、申請者本人、本件の例えば面積ですと、全体で精算は912.9平方メートルとなっておりますけれども、まずその申請者本人の面積ですと122.65平方メートル、またその他の物件というか、Aさんということにしますが、Aさんが118.23平方メートル、またBさんという形で318.41平方メートル、またDさんとして211.5平方メートルと、この積算合計ということで912.9平方メートルを確認して支出させていただいております。以上でございます。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 今課長さん、これが一番大事なところね。912.9平方メートル、周辺のも合わせてやったと。それ、本当にそこまで積み上げたというのは立派だと思うんだけど、じゃなぜ撤去作業指示数量790.32平方メートル減ったんですか。指示出しているんだよ。片一方

では「912.9平方メートルありました」って認めておきながら、それで「作業しなさい」というのが790.3平方メートルだよ。合わないよ。こういうことやっていて「合います」って言われたって、私たち何を信じて、何を市民に「ちゃんとやっていたよ」って言えるのかなというのが、私たちの考えなんですよ。「一生懸命やりました」っていうのはわかるけれども、どうなんでしょうか。その辺の差異があるというのはちょっと不可解で、私は理解できない。幾ら「周辺の解体も一緒にしたよ。危険なんで、どこもここも」と言うけれども、数量が違ってくるということに対して、ちょっとあれかなと。逆に172番なんかは、ちゃんと763.7平方メートル……。

○鎌田副委員長 菊地委員に申し上げます。時間が経過しておりますので、最後の質問を簡単に簡潔に話して、回答いただいて終わるとい形にして……。

○菊地委員 失礼しました。つい市民の要望に応えようとする、こういうふうになってしまって申しわけございません。

それで、172番はちゃんと合っていますけれども、登記簿とは違う、これも周辺。だったら、資料出すときにこういう状態でしたってつけ加えるのも、1つの説明責任としての責任があるんでないかなと思います。終わります。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 ただいま最後の質問でございますけれども、その指示の段階では790.3平方メートルということでお願いをしまして、その後現場の状況の変更等で加算させていただいた分もございましたので、912.9ということでの報告を受けて精算をしたと。先ほどの912.9の根拠というのは、先ほど担当課長から申した4件分の合計ということになっております。以上です。

○鎌田副委員長 次の方、ございますか。田中委員。

○田中委員 じゃあ、私のほうからも有価物のことについてちょっとお聞きします。

私が持っているのは「塩竈市災害廃棄物処理計画」、24年10月の書類です。担当の方、お持ちでしょうか。そのとき我々に示された話は、金属くずは2万1,710トンという話なんです。それが、どうして8,993トンなのか。それともう一つ、そのときに浦戸では1,387トン、越の浦では1万6,594トン、中倉では3,729トンという推計量が出ているという形の書類なんです。これ、24年10月なんです。23年10月ではないんです。それから、その後に災害復旧協議会が25年何月かに何ぼの金払ったという報告はいただいていますけれども、この差異は

どこから来るのか。どのような形なのか、ちょっと説明をいただきたいんです。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今のご質問につきましては、平成24年の10月に私どもといたしまして「塩竈市災害廃棄物処理計画」というものを策定した際の金属くずの推計量でございます。それが2万1,710トンでございます。内訳につきましては、あくまでも一部推計量でございますけれども、中倉が3,729トン、越の浦が1万6,549トン、委員おっしゃるとおり浦戸の金属につきましては1,387トンということでございます。この1,387トンというのは、24年の9月時点で浦戸の仮置場というのは全て精算終わっておりますので、いわゆる8円を乗じた表ということで既にお示しをしております浦戸の最終的な数量の1,387トンとこれ一致しております。これは、実績値ということでこの段階でわかっておりましたので、お出ししております。

ただ、越の浦につきましては、その時点での実績の積み上げというものはあるものの、その時点でまだ全量の実績が上がっていなかったもので、一部推計量のままお出ししているようなことがございますので、ちょっと数字的には最終的な数量であります7,600トンから見ると倍以上の数字ということにはなっております。ただ、それはどの時点でプラスすべきかということがございましたので、この時点ではあくまでも推計量ということでの数字をちょっと使わせていただいております。

中倉につきましては、混合ごみのほうが大量に入っている中で、その中でこれは空撮等でどのくらいの混合ごみがあって、どのくらいの金属スクラップの割合がその中で出てくるだろうかということで、そういったものをもとにつくらせていただいた推計量でございます。いずれにしても、推計量と申しますのはこの地区でいけば宮城・東北ブロックがどのくらいのごみが出てきて、最終的にそういった自治体の推計量をもとに二次焼却炉等を整備して、そして整備計画を立ててということでございますので、あとで予定よりも数字が大きくなったということになってしまうと不都合があるので、ある程度は余裕を見た推計量というのを、出させていただいたということでございますので、最終的な市に納めていただきました数量よりは、この時点では相当程度大きかったということでご理解いただければと思います。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 今の話が23年10月だったら、納得いくんですよ。じゃあ、24年9月の集計時点での解体家屋数が何%進行していたのか、その中でもし1万トンもいかない数字であるならば、処理計画そのものの提出があやふやなんじゃないかと、それを言われてもしようがないんじ

やないかと。23年10月の時点であるならば、今の話通ると思います。24年10月ということは、大体解体家屋が市内でもほとんどの形で進み始めたんじゃないのかということを感じておるんですけれども。大体この推計数量、要するに塩竈市として災害廃棄物処理計画を出した時点での廃棄物、要するに解体家屋、どのくらい処理されたのか。そういう概念で物を見てほしいんですよ。そういう物の考え方でなければ、数字というのはいそをつかないものですから、どういう空撮であろうが何であろうが、そういうものの中で裏づけを見ながら、1つの資料だけでいくのかということなんですよ。複数の資料を、経験値あるいは実測値、そういうものをもとにして今出されるのかということをお伺いしたいんですけれども。

○鎌田副委員長 ちょっと回答をいただく前に、田中委員、皆さん十分に聞こえております。声の大きさを下げて質問をお願いします。

では、小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 金属スクラップにフォーカスしたような形でご説明をいたしましたけれども、いずれ震災廃棄物というのはこれに限らずありとあらゆるごみがございますので、適時本当に精査した段階で、どの時点でどのくらい皆様方に変更してご周知申し上げるかという、ちょっとそういう難しい問題がございますので、一定程度の確定したというものを捉えて、ここでは浦戸の分だけ直させていただいたというようなことで処理させていただいております。

なお、24年の10月ということがどういうことかといいますと、実は二次仮置場の焼却炉の火入れ式なんかがちょうど24年の7月あたりに行われているような状況ですので、今振り返ればまだまだそういう状況だったということをご理解いただければ、なおありがたいと思います。以上です。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 資料として出されたものが、浦戸は正確であると。ほかの地区だけ推量だという形が、通らないんだと思うんですよ。要するに、浦戸は実績値の中できちんとした処理がなされたという形のを、多分この資料が如実に物語っているんですよ。ほかの資料が数が合わないとかっていう話は、通らないんですよ。もしかしたら、24年10月というのはもう震災から1年半たって落ちついてきたころなんですよ。その中での話なんですよ。そうすると、1つの資料をつくる時にいろいろな観点から物を見られていくことなんですよ。

それでもう一つお伺いしたいんです。それは、あときちんと考えてください。なぜかという

と、今大事な会議でいろいろなことで、この廃棄物のことを言われています。そのときに役所のそういう資料がもとにされて、皆こういう話が起きているわけですよ。役所の資料が推量だという形で言われてあるのであれば、皆変わってくるわけですよ。きょうの話の中で、きょうこの資料をいただきましたよね。11月27日開催の1ページ目ですか、越の浦と浦戸しか載っていないんですよ。でも、きょう坂本社長は「中倉にもスクラップは出した」というふうに述べております。そういうことはどのようなことなのか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 金属スクラップの処理に関しましては、先ほども言ったとおり中倉には混合廃棄物として入ったものと、分別をして結果的に金属というものがまだ今実は中倉の中に幾らかございます。そういったことで、多分先ほどのお話だったかと思います。ですから、まだ中倉にある分についての処分ということが、最終的には終わっていないような状況でございます。以上です。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 でも、混載でもスクラップは出したと述べられているんだらうから、引き取ったところがあるということは引き取った書類があって、何トンでも出てくるのが当たり前話でないのかということなんですよ。1つの中でこのような意見が出、もしかして1キログラムあったから、そのような話をされる業者さんはおらないと思います。かなりの数のトン数が存在したからこそ、そういう話をきょうされているんだらうと思います。それならば、ここの中に混載の資料であれどうであれ、中倉の資料が適切に掲載されていなければ、資料としての価値に疑念が生じてくるんです。そこら辺、ちょっとお伺いしたいんです。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 中倉からの排出ごみにつきましては、一般生活ごみの中の金属スクラップというものも扱っていただいておりますので、そのあたりちょっとどういったものについて先ほどちょっとお話があったのかということは確認しないとわかりませんが、そういったあたりでもしかすると行き違いがあるのかもしれませんが。ちょっと今の段階では、そういったことで答弁させていただきます。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 そういうことであれば、この資料をつくられた当時3,729トンという数字がどうい

う形であるか、あと資料を調べてお教えいただきたいと思います。以上です。

次に「その6」ですよね、金属スクラップ集計表というものがここに出ています。それでこの24年10月に、役所の決算書が載っているんですよ。有価物売却益で358万4,000円マイナスにされている資料があるんですよ、この24年10月の資料ですよ。そうすると、これは決算資料となっていますから、間違いなく役所に入ったんでしょう、この時点でお金が。そうすると、そのようなものを含めて協議会から、あるいはいろいろなもので有価物の入ったお金が、一体どのくらいあったのか。それを教えていただきたいんですよ。

それともう一つ、協議会の総会資料で言われている金額、7,470万4,400円なるものにトン数を掛けると、8円で割るとですか、約九千何百トンになるんですよ。7,400万円ですので、8で割ると9,000という数字が出てくるんですよ。8円でお金を入金していただいたという話なんです。そうすると、この金属スクラップ等の種別集計表の欄が8,993トンでは、8円にならないんですよ。要するに9,000トンがないものですから、7,470万4,400円にならない。どういう仕分けがされてこのような報告書であり、このような資料が出てくるのか、ちょっと説明していただきたい。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 田中委員のお尋ねの、ちょっと最後のところの数量についてのお尋ねについてお答えいたします。

3ページ目に越の浦と浦戸の合計ということで載せていただいております。その右の端のほうに合計がございます8,993キログラムですね、これにつきましては以前の資料の名前のついていない6月10日の資料がございますけれども、そちらの29ページ……。 （「どういった資料ですか」の声あり）6月10日の名前、別冊とかついていない、目次がたくさんある資料でございます。東日本大震災復旧・復興調査特別委員会資料でございます。29ページになります。

こちらに金属スクラップの処理状況一覧ということで、上段が越の浦、中段浦戸地区、一番下の段が合計ということになりますけれども、こちらの右の計の合計のところ「8,993,070キログラム」とありまして、田中議員お尋ねの金額が合わないというのは自社処分の分が今回の資料に含まれていないので、それでちょっと差異が生じているということでございます。以上です。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 言っている意味は、ようやく理解しました。自社処分だったら、自社処分載せたらよろしいんじゃないですか。この会、何なんでしょう。証明する会議でないんでしょうか。その資料の中での整合性ですよ、逆に言うと。自分たちがわかればそれでいいのか、議員に説明しないで。じゃあこの資料配るとき、一々説明してくれますか。こういう質問しなくても済むわけですよ。大事なことなんですよ。あなたたちがわかっている、それは業務しているからわかるんです。我々は業務見ていないわけですよ。資料の中での分析しかないんですよ。そういうことを考えて、ずっと言っていると思います。

だから逆に言うと、その自社処分の中でもう一つお聞きしたいのは、この358万4,000円はどこから出てくるんでしょうか。これは決算資料、見込みでしょう。それは、あなたたちがつくった資料ですよ。

○鎌田副委員長 いかがでしょうか。小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 済みません、遅くなりまして恐縮でございます。

先ほど田中委員おっしゃられた自社処分の分も載せるべきだった、大変恐縮でございました。私もちょっと、等級別に分けるということで、手元にあった資料でのみちょっとつくってしまいまして、そういう意味ではちょっと舌足らずというか不親切な資料になってしまいました。恐縮でございます。

それと、あと2つ目のご質問にございました、委員ご質問していただいたのは、24年度の決算見込みとして有価物の売却益358万4,000円を控除しているところの数字ということだと思います。これは皆様に、5月1日の全員協議会の資料の33ページということになるかと思えます。5月1日の資料の33ページでよろしいかと思えます。こちらは、国の環境省からの補助を得る際に、有価物として市に入った分についてはその分を除いて決算ということで処理しなければならないと。というのは、23年度分に本来であれば処理をして、その分を余計に補助金もらわないような形をとるべきだったんですけれども、後年度になって売却益というものをもらうような形の処理になってしまったということなので、その分は除いて補助金をもらうという形の処理の中で、このような書き方をさせていただいております。以上です。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 それならば、それも市が回収した有価物じゃないんですか。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 そのとおりでございます。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 それなら、データに出てくる数字じゃないんですか。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 こちらの数字も、全体の7,400万円の収入の一部ということで含まれた数字でございます。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 それならわかるんです。でもその話は出てこなかったです、今まではっきり言うと。そこら辺なんですよ。

要するにね、いろいろな数字がいっぱい出てくるんですよ。これだけの資料なんですよ。これを読みこなすのは、大変な話ですよ。業務をしている人だったらわかるんですよ。わからない人間がこれを読むには、こういうことを積み上げていかなきゃないんです。だから、きちんとしてほしいんですよ。よろしくお願いします。

○鎌田副委員長 内形副市長。

○内形副市長 田中委員の質問にお答え申し上げます。

まず、少なくとも有価物の塩竈市として処理した数字は、6月10日の委員会資料として、29ページで全て報告しておるところでございます。そして、全て自社処分も入れて9,338.050キログラムということまで報告しております。全て市としては、委員会には報告しております。それで、過去7回の調査委員会の質疑の中で、この自社処分以外の8,993.070キログラムの処分の内訳を教えてください。いわゆるスクラップどういうものがあつたのかどうかというのを教えてくださいということで、本日この分を提出させていただいたということでご理解いただきたいと思います。（「わかりました」の声あり）以上であります。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 先ほどもう一つお聞きしたんですけども、この24年10月の資料は自社処分なんですか。それとも、市が協議会から集めていただいた資料なんですか、そこをちょっとお聞きします。そうしないと、自社処分で275万9,840円なるものが、こちらでは358万4,000円なんですよ。金額が違うからお聞きしているんですよ。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 358万4,000円というのは、その自社処分に限らず、全体として塩竈市に収入された金属スクラップの処理の中の一部ということでございます。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 それは、誰が集めてきたスクラップなんですか。

○鎌田副委員長 小山部長。

○小山産業環境部長 ちょっと、私の説明があれなんですかね。いずれ、塩竈市にスクラップということで収入いただきましたものは、塩竈市として協議会のほうにお願いをし、その上で処分をいただいて、その処分をいただいたものについて塩竈市に収入いただいております。その総額が、繰り返しになりますけれども9,338トンで、7,470万4,400円という数字でございます。

本来であればこれ2カ年度の、23年度と24年度でそれぞれ集めて収入いただいております、本来であれば23年度にお金を入れていただければ、その分を差し引いた形で補助金をもらうという形が妥当だったんですけれども、ちょっとその有価物として塩竈市に歳入されたのが24年度になってからだったものですから、23年度分はそういう意味では補助金をもらい過ぎていたような形になりますので、24年度側でそれを調整させていただくということで358万4,000円を、これ見込みの数字だったわけなんですけれども、差し引かせていただいたということでございます。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 これ、見込みなんですか。多分入っていたんだと思うんですよ、お金が。だから、こういう処理計画の中でマイナス・三角が出てきたんだと思うんですよ。そうすると、誰が納付したのかということなんですよ。

もう一つ聞きます、千葉社長さんに。その24年10月までの間の金属スクラップのお金を納付された記憶があるかどうか、お伺いします。

○鎌田副委員長 千葉社長。

○千葉社長 お答えいたします。

最終的に24年の10月だったか、ちょっとその辺の記憶が定かじゃないんですが、最終的に、一連の経過は経過として当局との間で事前に単価的なことで5円で最初始まっていくんですが、5円じゃ市場からするとちょっと問題があるんじゃないかということで、最終的に8円になる。それが最終的に25年の1月だったかと思いますが、それで市のほうに納付をさせていただいたという事実でございます。以上です。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。じゃあ、この件はきちんと調べて、あと報告していただきたいと思っています。業者さんの話でないんですよ。これ、役所の話なんですよ。それで、なぜそのようなことを言うかという、有価物の数量であったり単価であったりお金のことが、物すごくこの委員会で問題になっているものですから、きちんとした精算の上に質問をしたり回答をもらったりすることが委員会のやりとりだと思うんで、よろしくお願ひします。委員長、よろしくお願ひします。終わります。

○鎌田副委員長 そのほか、ご発言ございませんか。志子田委員。

○志子田委員 新生クラブの志子田です。私も何点かお聞きします。

本日は、参考人の方お見えです。前回は参考人で、忙しいところこの特別調査委員会に出席いただいて、ありがとうございます。

それから、前回は参考人じゃなかったんですけども、本日新たに3人の方ですね、来ていただいていますので、私はきょうの参考人に来ていただいている澤田元課長さん、それからリサイクル会のほうから坂本社長さんに来ていただいているので、主にお二人の方に何点か調査のためにご協力願ひしたいと思って、そういう気持ちでお聞きしたいと思っています。

まず最初に澤田元課長さんですが、澤田さんは震災当時の3.11のとき環境課長さんをやられていたということで、担当のその当時の現場を一番わかっている方かなと。前回のこの特別委員会に、当局側からはその後の荒川部長さんを参考人という形でお呼びしたんですが、荒川部長さんが言うには「私は6月からなので、3月から5月までのその間の経過は、よく知らないんだ。6月になってから、初めて建設業の方とかお会いしたので、どうしてそういうふうなこのような処理の仕方を、骨組みをつくったかはわからない。そういう覚書とかできて、契約とかできて、いろいろな方針できた後に、6月から部長になりました」と言われたものですから、それではその前の3月から5月までの間、落ちつくまでの間実際に環境課長をされていた澤田さんにぜひ来ていただいて、当時のいきさつ、特に聞きたいなと思ったのは何回かこの委員会でやっているんですけども、この協議会、協議会というのはこの議会のほうじゃなくて、覚書をつくられた件について、その当時澤田課長さんはどういう参加の仕方をしていたのか、そのあたりをお聞きしたいなと思うんですが。

市と協議会との間の覚書、契約上は3月12日なんだけれども、実際にこの覚書をつくったのは5月の中旬、20日ころだったということまではわかったんですけども、その当時澤田課長さんはその件についてご参加していたか、市の当局側としていた覚えがあるか、その辺最

初の3.11から次のあたり1カ月くらいのうんと混乱した状況の環境課の課長さんとして、どういう思いでいたのか、その辺のところちょっとお聞かせ願えればうんと参考になるんで、よろしくをお願いします。

○鎌田副委員長 元産業環境部環境課長、澤田克巳様。

○澤田元課長 今、志子田委員のほうからお話ございましたように、私は震災当時環境課長でいました。環境課長が異動する5月末までの間、2カ月ちょっとですけれども担当させていただきました。

災害防止協議会のいろいろないきさつというお話でございましたけれども、当時確かに複数の協議会がいろいろございまして、その中で千年に一度の大災害ということで、塩竈市が「オール塩釜」というんですか、そういった形で1つにまとまって復興に当たるという、私としては非常に感激しましたといえますか、心強かったというのを覚えております。その情報につきましても、当時建設関係の所管をしておりました建設部のほうから情報提供をいただきまして、私どもと建設部のほうで災害復旧関係の、こちらにおいでのリサイクル関係の方もそうですし、後ろにいらっしゃる建設業関係の方もそうですし、本当に休みなく瓦れきをまず片づけをしなければ、市民の復興はまず目につかないだろうということで、とにかく協力してくれる方は協力ぜひしてほしいということで、協議会なりのほうから働きかけをしていただきまして、日々瓦れきの片づけをまず手をつけてやったという段階です。その瓦れきの片づけの段階のときに、やはり協議会が一本化されたということは、非常に心強かったことを覚えております。以上です。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

そうですね。みんな一丸となってやらないと、片づかないということでございました。

それで、今元課長の澤田さんから言われたことで、その話のいきさつだけでも、当時市民生活部の環境課だったんですよね。それで、この協議会の立ち上げについては建設部のほうが中心だったんでしょうかね。それで環境課の、廃棄物をどうするかというのが復興のときの最大の予算金額でしたから、それが6月からは組織改正になって、そして今のように産業環境部。

ですから、私は本来ずっと同じ課長さんが、その当時やっていた課長さんですからずっとそのままやられたほうが、6月で部長も課長もかわるというよりもそのほうが引き継ぎがうま

くいったんじゃないかと思うんですが、その辺のところ前回の質問のときに、私の質問じゃないんですけども、なぜ市のそういう組織が市民生活部のほうからこういうふうには産業環境部になったのかと。「1つの部を減らすために、そういう予定していんだけれども、震災になったので少し遅らせた。それで6月からでした」という市長さんの答弁でなかったかなと思うんですけども。

それでもやはり、ちょっと市長さんに、やはりそれは1つの部減らしても、やっぱり課長さんなり部長さんなりがかわりながらも、1つの部が減ったほうがよかったというふうにも今でもそういうふうにお考えなのか。その辺のところだけ1つ市長さんにお聞きしたいんですけども、よろしいですか。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 前回も、組織のあり方についてということでご質問いただきました。その際もご答弁申し上げておりましたが、塩竈市が進めております行財政改革計画の中で、組織の再編ということについては議会の皆様方にも再三再四ご報告をさせていただきながら、こういった大震災がなかりせば4月から新しい組織にということで、ほぼその受け皿はでき上がっております。その矢先の3月11日の大震災でありました。当時私の記憶では、たしか2名ないし3名の部長が退任をされるという状況でありましたが、そういった方々についても前職にとどまっていたら、6月1日によろやく新しい組織に移行してスタートをさせていただいたということでもあります。

今ご質問の産業環境部、もともとは産業部だけでありましたが、市民生活部にありました環境課を産業環境部のほうに併合したということでもあります。担当部長は、前任者がそのままということでありましたので、今出席しております当時の課長はかなり長い期間その職にとどまっておりましたので、定期異動という形で異動させたというふうには記憶をいたしております。

このような時期にやるべきであったかどうかというご質問でありました。いずれかの時期については、やらなきゃない。もう一つは、震災復旧・復興の取り組みが10年くらいという長いスパンであります。短期間でも5年くらいという期間でありますので、やはりやるべきときにそういったことを、新しい組織に切りかえまして、あとは全力を挙げてみんなで頑張ろうという思いで、そのような取り組みをさせていただいたと記憶をいたしております。よろしくお願いたします。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 いろいろありがとうございます。そういうことで、6月から部が変わったということは議会も承認したんだと。私、そのときまだ落選中でしたから、残りの方は覚えているんでしょうけれども、私は覚えていなかったもんですから、そういう質問を。まあ、議会も認めたということですから、それはそれでわかりました。

それから、澤田元課長さんに。5月いっぱいまでやられて、新しい村上課長さんにどのような引き継ぎ、特に廃棄物のことについて「こうこう、こういう県の指導」とか、「環境省から指導通達とかいろいろ来ているから、こういうふうに」とか、そういうのがいっぱいあったんでしょうけれども、どのような引き継ぎをされたのか。その辺のところ、重点的にこういうところを注意してほしいとか、その当時の最大の懸案事項みたいなことがありましたら、その当時のことを教えていただくといろいろ参考になるんですが、よろしくお願いします。澤田課長さんに。

後で、坂本社長さんにもこの次聞きます。

○鎌田副委員長 澤田克巳様。

○澤田元課長 当時のことを振り返って、引き継ぎというご質問でございますので、お答えをさせていただきたいと思います。

私も行政マンにつきましましては引き継ぎ、管理職においても通常課題というものを列記しまして「こういう課題があります」と、そういう引き継ぎをしております。今回の災害におきましても、環境課は私1人でございませぬので、担当課長補佐、担当係長、担当係員全て、あと当時はその都度ほかの部、建設部、そういったところからも応援のスタッフなり、あるいは応援の指導なりいろいろいただきまして、課長1人が全てやっているわけではございませぬので、十分な引き継ぎはしたつもりでございます。以上です。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 いろいろありがとうございます。そういうことで、全体でということですね。

私は、これから今聞きたいなと思って、前々からこの特別委員会ばかりでなくて、議会中いろいろ質問、議会の中の協議会の質問とか、有価物のことについてずっとお尋ねしてまいりました。それでは、きょうは有価物のことでは一番専門の坂本社長さんが参考人で来ているので、いろいろ教えていただきたいなと思いますけれども。

最初に、先ほど田中委員も質問していることは、資料でいうとさっきも言った6月10日の29

ページね、金属スクラップの処理状況一覧表。単価のことも私聞きました。それから、そもそも最初の金属ばかりでなくて、塩竈市の災害ごみ、最初の予想では市全体で37万トンくらいあるんじゃないかと。でも処理してみたら、全体は27万トンくらいしかなかったと。10万トン、実際にはかっただけであって、これは最初に予定しただけであって、空撮したら「から」だから、10万トンの誤差が出たんじゃないかという当局からの説明は何遍も聞いているけれども、私はその説明では何遍も納得しないから、いろいろ聞いていました。

数字が、特にこの金属スクラップについてはこの29ページの表を見ていただくと、越の浦は8月から、浦戸地区は7月、9月、合計で、ここの越の浦に持っていったから8月から金属スクラップ等の処理はしていないということになっているんでしょうけれども、3月11日に震災が起きたんですよね。それで、仮置場に置いたとかっては言いながらも、実際に金属スクラップ処理を市の財産として計上したのが8月だという、これは表だと思うんですよ。しかし市内にいろいろ、先ほど鎌田委員でしたでしょうかね、坂本社長にお聞きしたときに、最後に坂本社長さんはいろいろなものに分別してやっているから、高価なものをもしここに持ってきてと言っても、集まらない可能性があるかもしれないと。その辺のところ、トータルして金属スクラップの想定した総量と実際に集めてやった場合、そういうふうにした場合の金額の差が、それはどこにも証明はできませんが、そういうのがあるんじゃないかというのが私の最初の前提で、量を聞いたんですよ。でも、当局からは市として管理してちゃんとしっかりした分を出したのこれだけですから、これは間違いがありませんと。これは、間違いはないでしょう。

ただ、ここに出ていないのが、私は問題だと言ったんですよ。その前に個人でもう処理してしまったとか、あるいは災害ごみ全体でいいますと乗用車とか車関係、スクラップ自動車、そういうのも最初は災害ごみとして37万トンの中に入っていたでしょうけれども、いろいろな業者がやっぱり金目のもの、商売になるものはすぐなくなりますから。それで片づいて、それから残ったいい言葉ではないかもしれないけれども、面倒くさい災害ごみだけが残って、これがこの金属スクラップじゃないのかなというふうに私は予想していたんですけども。その辺、専門家の坂本社長さんから見て、どのように商売上……。

この20ページの表は、坂本社長さんのところに行っていましたか。よくよくご存じだと思うんですけども、どのような感想をお持ちなのか。あるいはこういうことでもいいんです

けれども、8月になってからリサイクル会として処理が始まったので、こういう数字になっていますが、その前からの処理というのはあったのか、なかったのか。当然、もう3月から7月までの間に、最初の1カ月くらいで大体大きなものはなくなったような気がするんですけども、その辺のところどのように思われるか。業界の代表として、ちょっと参考意見を聞きたいと思うんですけども、よろしくをお願いします。

○鎌田副委員長 リサイクル会代表、豊島代表取締役、坂本様。

○坂本社長 じゃあ、ちょっと私も今、想定の部分もありますけれども。専門家ということで、まず自動車は自動車リサイクル法ということで、各市町村が車の廃車処理、あっちのほうに多分流れたと思います。あと、私は正直言って8月からしか越の浦とあっちをやっていませんので、ただ先ほどから聞いていますと瓦れきが予想の半分くらい、スクラップもそうすれば正比例するんですよ。私らも金属くずを、車両で一応搬出しましたけれども、11トン車のロング、普通、志子田さんもわかっているとおり、岸壁から輸出なんていうと11トン車では大体10何トンくらいつけるんですよ。我々のスクラップというのは、計量書は役所のほうに全部そろえて8月からのやつをやっていますけれども、日付と台数も入っていますけれども、あれを運ぶので目いっぱいなのね、トン数としてね。3トンか4トンくらいしか積まっていない。そうすると、越の浦とかそういうところで比重計算とかいろいろやっても、重量とはてんで合わないのが、これは当たり前じゃないかなって私は感想で持っています。

あと、その前にどこかが持っていったとか、そういう話は私はちょっとその辺はわかりませんので、お答えすることができません。以上でございます。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。その前のことは、仕事は確かにリサイクル会さんとして8月からですから。

その前の、リサイクル会として動く前の仕事というのは、震災からその間の中倉のほうで業界としてはいろいろご協力なさったと思うんですけども、その辺のときは有価物ということについてはどのように、まだ仕分けなんかしていないから出ないのかどうか、その辺現場の実際に担当された方から聞くと、信憑性があるので。話じゃなくて「実際やりました」ということなので。3月から7月までは、こういう有価物の関係はどのように処理されていたか。ただ重ねていただけなのか、仕事にならなかったのか、その辺商売やられている方からお聞きしたいと思うんですけども、よろしくをお願いします。

○鎌田副委員長 どなたにご指名ですか。

○志子田委員 坂本社長。

○鎌田副委員長 じゃあ、リサイクル会坂本様。要望しているのは、坂本さんですね。

○志子田委員 リサイクル会としてやっているのは……、じゃあお二方の。

○鎌田副委員長 じゃあ、お二方ご意見をいただくということで。

○志子田委員 よろしく申し上げます。

○鎌田副委員長 では、千葉様。

○千葉社長 お答えいたします。

震災直後から7月までの間は、新浜の公園のほうに被災ごみが全て一緒になった状態で運ばれてきております。これについては、その後晃信建設さんのほうに分別作業をしていただいています。その分別作業をしていただいた中で、当然のことながらそこに有価物搬入されているわけですから、その分については越の浦という扱いで、青南商事さんのほうに処理をしていると思います。

それと、伝票にはあくまでも越の浦ということじゃなくて、新浜公園という一文がその処理伝票に記載されているかと思しますので、その辺でご了解いただきたいと思えます。以上です。

○鎌田副委員長 では、坂本様。

○坂本社長 今千葉さんがおっしゃったとおり、私らは中倉で仕事しているといっても、宮城東部のJVさんが焼却炉のほうがかなりおくれたと。そういうことで、私は専門として私ら廃棄物業界の方は、幾らでも中倉のごみを減らすという形で可燃ごみ、要するに木くずとか細かいものは焼却炉ができるまでに置き場を確保するために、木のほうとかそういうところに一応搬出していました。あとは会社としては、このころはまだリサイクル会ができていませんでしたからね、8月まではね。そういうことで市内のごみのほうに奔走して、あとは市内周りの生活ごみ、そういうところに一応奔走していました。

前にも和田さんが言われたとおり、油の調達も大変だった。たまたまうちのほうでは10キログラムのタンクがあったんで、澤田さんが言ったとおり市のほうに1,000リットル寄附をしたというふうな形もとってやっていました。そういう状況で、スクラップのほうには手が回りませんでした。そういうことです。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。いろいろその当時のご苦労をお聞かせいただきまして、非常に参考になりました。ありがとうございます。

関連して、ちょっと協議会さんの会計担当でよろしいでしょうかね。越の浦の一次仮置場管理費用のことについて、どここのところを言ったらいいかな。24年の12月11日の支払いで、どうしてこういう業界ではないんだけど、何とか交通さんというところに支払い156万円ということがあったので、いろいろな災害の費用なんだろうけれども、そういう人たちの運搬のために使ったものなのか、金額は156万円なんです。ちょっと待ってくださいね、ページ数。もしわかっていたら、その件で大ざっぱにこういうものも関連してやっていたというところをお聞かせ願えれば幸いです。

○鎌田副委員長 車のリースですね。千葉様。

○千葉社長 お答えいたします。

24年の12月11日にジャパン交通のほうに越の浦の一次仮置場の管理費用の中から156万何がしというお金をお支払いしております。この業務といいますか内容につきましてなんですが、たしか震災直後というか23年の9月あたりだったかというふうに記憶しておりますが、連絡用の事務用車としてお借りしておりました。大体1年ちょっとの間、ある程度落ちつくまでということで1年ちょっとの間だったというふうに記憶していますが、その間一連の一次仮置場の管理をする中において、どうしても連絡車ということで使用する機会がありまして、それを環境課さんのほうにご相談申し上げましたら、あくまでもこれは一次仮置場としての一連の業務に該当するので、これは当然のことながらリースという形になるでしょうけれどもということで、「ご用意してください」ということでの一連の支出になっております。以上です。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。関連する業務もいろいろあるなど。ただ、表だけ見ると「ああ、どうしてこういうのもあるのかな」と。だから、いろいろやっていただいたということが、かえってわかる説明になったなと思います。

私の質問は、以上で終わります。

○鎌田副委員長 ほかにご発言はございませんか。2回目はございませんか。では、伊勢委員。

○伊勢委員 先ほど菊地委員が、野々島等々の関係で質問を行いました。そこで、私も改めてこの危険建物の関係で、資料も出ていますからあわせて確認をさせていただきたいと思います。

1つは裏づけといたしますか、「別冊3」というのが既に大分前の調査特別委員会に示されているんですね。そこでこの表題に、「受注業者別家屋構造・床面積・屋根・請負金額一覧表」と、こういう名称で資料等が示されております。その「別冊3」のところの7ページから8ページのところに、今回提出された野々島の島々の7つの危険建物解体物件の一応請け負いというのが出されております。番号でいいますと284番、7ページ、これが浦戸のほうの「000019」なんですね。床面積で912.9平方メートル、861万7,350円。それから288、これが「000033」ということで410平方メートル、601万何がしと。そして、292の関係は「000172」、床面積の平米で763.7平方メートル、ただ不明、未登記と、こういう項になっていて814万円。それから297の関係で、8ページに移りますと「000010」というのがあって、平米で721平方メートル、金額でいいますとこれも840万円くらいなんですかね。さらに、その8ページの303、「000129」になっていて529.1平方メートル、639万円。それから313、「000215」になるんですね、野々島のね。それで、床面積が729.4平方メートル、853万円。そして最後に321、「000351」だと思います。ただこれ、この資料が今回の特別委員会に出ていないんです、なぜかしらね。あるいは、落としたのかもしれない。ただ、一応この資料の請負金額と面積で示されたもの、受注業者等の関係でいうと、ないものの関係でいうと319.1平方メートル、351万八千何がしと、こういう金額になっております。

最初にお聞きしたいのは、この金額は、市のほうにお聞きします。「受注業者家屋別・構造・床面積・屋根・請負金額一覧表」というのは、間違いなくこれはこの面積と請負金額でよろしいのでしょうか。まず、そこから確認します。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 今のお尋ねの「別冊3」と、浦戸の今回の提出の資料と面積、それが同一かというお尋ねでございますが、今見たところこれは中身につきましては同一であるというふうに確認しました。

○鎌田副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、請負というのは市のほうの行為からいうとどの段階になるのでしょうか。

1つは現地調査がありますね。もちろん、解体を望む方々の申請、そして現場での調査、いろいろありますけれども、少し業務の内容、下からやっていただいて、この関係はそれに該当するということをちょっと確認させてもらいたい、事務局に。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 ちょっとお答えになるかどうかわかりませんが、まずその他の周辺の物件につきましても申請があったということは、これ事実でございます。ただ、書類等がなかなか集まらないという中で、現地調査が全て漏れなくやられたかというところにつきましても、今ここでちょっとお答えすることはできないんですけれども、建物等があるという確認等はされておりますし、また申請者も「解体してほしい」というような要望も当然受けまして、解体をさせていただいたということをご理解いただきたいと思います。お願いいたします。

○鎌田副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 その後の関係で、積算して請負額が決まるということですね。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 ちょっと先ほどお話ししたんですけれども、書類が全部きちっとされていない中で、わかる範囲での撤去してほしい物件のそういった面積等は、確認できる部分は確認しておりますが、最終的には解体するに当たっての精算で面積も確認いたしますし、また写真等でも間違いなく解体されたことも確認しておるところでございます。以上です。

○鎌田副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それで1つの事例、先ほど菊池委員がおっしゃったこの資料の別冊の関係で6のところ、今「別冊2」のところは全部一応言いましたので、請負金額のこれが明確な面積と請負額だと、受け取った解体する業者さんの関係ですね。

それで別冊の関係でいうと、なぜこの問題をこの中であれするかという、つまり請負をしていく上での面積、例えば1つの例ですね、この資料で今回新たに出されたやつでいうと「その6」の14ページのところ。そうしますと、こちらでいうと先ほどの関係でいえば912平方メートルなんですね。ところが、法務局で出された面積はどうも計算してみると136.29平方メートル、こんなふうな感じになります。

それで、もうちょっと中身的に見ると精算設計書というのがありまして、それは16ページのところ等に、一番上の段ですね、危険建物解体撤去790.3平方メートル、あるいは下段のほうに912.9平方メートルと、こういうふうになっているんですけれども、この数字の違い、面積の違いというのはなぜ生じたのか。先ほどどうも聞いてみると、「ほかの周辺とあわせて解体した」というふうな話ですが、しかし出された法務局等の資料を見るとお一人しかないの

かなと思うんですが、その辺のこの法務局の平米面積の関係。「解体せず」というのも41ページに書いていますので、これ考慮しなくても、これをはじめても136.29平方メートル、しかし一方で家屋調査等の関係でいえば、27ページのところに一応ちょうど1・2のところでは93.79平方メートル、居宅が28.86平方メートル、そして家屋面積9.79平方メートル、総じてこれ合計すると132.4平方メートルなんですね。ところがずっといきますと、16ページのところでいうと790、912平方メートル、この違いちょっと私数字的にはよく意味が読み取れないので、なぜこういう数字・面積になるのか。当局側の関係でわかれば教えていただきたい。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 先ほども説明したとおり、これ1件の解体処理として扱っておりますので、申請者本人の添付書類しかついていないということは、ちょっとご説明申し上げました。なので、ちょっと写真とかそういったものが、登記簿謄本とかほかのものもついていないということで、ちょっとご理解いただきたいと思います。その上で、こういった例えば浦戸の19番ですと、16ページの一番上に建物の面積がまず最初ございます。一番上の欄が建物の解体で、上段のところの数字、「数量」という右のほうですけれども「790.3」、これは撤去する指示の段階のこちらで把握している数量ということでございます。周辺のも全部、あの一带を解体する面積として、こちらで捉えている形でのまず指示を出させていただいております。最終的にそういったことで解体を精算するとき、その他にまだ解体するものもあつたりとかつていう増減もありまして、912.9平方メートルということで確認を受けておりますので、そういった形で精算をしているということでございます。

○鎌田副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 例えばこういう建物の解体というのは図面がつくはずなんですが、この浦戸のこの資料には、一切図面が見当たらないんです。それは、どういうことなんでしょうか。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 先ほども申し上げたとおり不備な点とかがありまして、図面等のちょっと添付もございませんけれども、先ほども申し上げたようにこちらで持っている図面、登記簿謄本等確認して、積み上げを行っております。以上です。

○鎌田副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 どうなんでしょうかね。ちょっと2つの協議会さん、それから私は建物解体やったこともないけれども、まず千葉さんにお聞きしますが、図面がついていないということはど

ういうことなんでしょうか。

○鎌田副委員長 千葉様。

○千葉社長 今委員のご質問なんですけど、図面がついていないということはどういうことなんだということを私に問われても、意見を求められても、我々は業務指示書というもの、あるいは解体指示書というものを当局のほうからいただきます。それに基づいて、その番地等いろいろそこに添付されているものがあるもんですから、それに基づいて解体をしているということでございます。以上です。

○鎌田副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それでは、中澤さん、八嶋さん、どちらでも結構なんですけど、中澤さんですか、普通危険建物解体に携わって本土側でやるとき、どんなふうな手続がやられているんでしょうか。

○鎌田副委員長 中澤さん。

○中澤社長 答えします。

当然指示書をいただきます。指示書の中身には、建物の面積、土地の大体の面積、その他もろもろ入っています。その中で、あと解体の平米数とか皆入って、あと単価的なものは全部指示してもらっているんで、それそんなには……。

ただ、図面がついていないというのはないですね、ほかの分では。島の件、私もちょっと見たんですけども、図面がないんですよ。今も見ているんですけども。計算をどうやってやったのか、ちょっとわかんないで。

○鎌田副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 本土側ではみんな図面をつけてやっていますか。そこら辺だけ確認したいんです。

○鎌田副委員長 中澤さん。

○中澤社長 指示書もらった後現地に確認に行って、建物をはかります。

○伊勢委員 図面はつけてやっているの、図面。

○中澤社長 図面は、もし合わないときはこっちで書きます。それで提出します。

○鎌田副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 要するに、パソコンで一定の前段調査して、一応あればその方の持っている建物の図面はコピーするけれども、積算したもので大筋建物の平米を全部出すということですね。

○中澤社長 そうです。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 ちょっと済みません、先ほど説明が不十分でございましたので、もう一度説明させていただきます。

例えば今回提出した資料の「本-000010号」、ここでいうと160ページ。160ページの中で、被災建物・家屋の現地調査の業務委託を協議会と一応しておりますので、解体申請が上がったものについてはこちらで内容を審査して、調査に出せるものはこちらで起案をして、復旧連絡協議会のほうにお願いをしております。こういった中で、例えばここですと161、162、163、164と、ちょっと膨大な件数こういった中で調査依頼をかけておりまして、そういった関係で地図についてはちょっと別つづりになっておりまして、こちらのほうには添付されていないということで、申しわけなく思っておりますか、こういった事情でございます。以上です。

○鎌田副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 今大事な問題で回答したんですね。別つづりに図面があるということ、今答えたんですね。こちらのほうの報告書、私も見させてもらったんです、この浦戸のやつ、1件1件。図面ないんですよ。つまり、先ほど言った危険建物の同意書も、申請者も含めて業務委託も含めて。それは一つ一つファイルになっています。図面がないということで、別つづりというのはどういうことなんですか。

○鎌田副委員長 いかがでしょうか。菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 済みません、さっき地図というふうに言いましたけれども、図面ということで先ほどの業務調査委託で行っておりますので、それが図面がちょっと別のほうに入っておりますので、今回の支出のこの危険建物解体書のほうにはちょっと含まれておりませんでした。以上です。

○鎌田副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 意味が読み取れないですね。私は、1件1件この「000019」から、出ていないものもあるからそれは別にしまして「000215」のところで、図面はついていないですよ。今私の捉え方、図面がある。それは別冊ということなんですか。別冊で理解していいんですか。あるかなしか、それだけで教えてください。

○鎌田副委員長 では、あるかなしか、別冊なのか。菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 別にございます。以上です。

○伊勢委員 別にあるのね、わかりました。

○鎌田副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、図面は存在している。その図面見なければ、建物の実際の解体状況はわからないですね。そういうことになりますね。だから、これは私は改めてこの点でいいますと、後半恐らく資料請求になるんでしょうけれども、しっかりとこのことも求めていきたいというふうに思っておりますので、取り扱い等は後半の部分で委ねていきたいと思います。

あと、そういうことでいろいろ個々の部分で一つ一つ精査をしていくと、図面が、あるいは面積がこちらの請負の3ページのところとの差が出てきているというのが、私は素人ですからその建物の関係であるいはどうなっているかというのはわかりません。だけれども、一応数字上の関係で精査をするとそうなっていますから、ちょっと違うんじゃないかと。やはり実際には法務局で出された面積、それから前段の調査、その後出されたさまざまな書類等の関係で請負金額を積算する上での積算でいうと、また差が出てくると。この辺は、今後引き続きやはり私は調査が必要だし、図面は別冊となるとそういった図面等も当然必要になってくるんじゃないかというふうに思いますので、この辺はひとつ今後取り扱っていききたいというふうに思います。

そして、あと先ほどの関係でちょっと確認なんですけど、先ほど資料No.5で議事録等々の関係で質疑ございましたけれども、4ページの第9回未収入金・有価物等ということで監査意見書に含まれたというお話ですが、これはこちらのほうの報告書でいいますと何か「犬飼弁護士さんが云々」という未収入金の関係でそういったことがあったというふうなことで、書面であったというんですけれども、これはどういう内容なのか。つまり、災害復旧連絡協議会の会員さんが支払っていないよと、この取り扱いと未収入金と有価物の関係で、そういうことでのいわば請求というか取り扱いになったのかどうか。ちょっとその辺から確認させていただきます。

○鎌田副委員長 では、千葉様。

○千葉社長 ただいまの委員の質問にお答えしたいと思います。

我々一連の業務の監査を受ける中において、一部ちょっと業務が報告されていない部分があったんじゃないかということで、我々の名前じゃなくて単純に言えば会長の代理ということで、弁護士さんのほうから一連の正式な書類として「もし間違いがあるのであれば」ということで訂正申告を求めました。それは、前回の9月20日のこの特別委員会において、一連の

発言をしているかと思いますが。以上でございます。

○鎌田副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 関係する方は、この席にお越しになっている方ということで捉えてよろしいんですか。もしできれば、その経過等について明らかにしていただければと思います。

○鎌田副委員長 いかがでしょうか。千葉様。

○千葉社長 答えいたします。

その件について、私の口から申し上げるのは適当でないというふうに思いますので、ご了解をいただきたいと思います。

○鎌田副委員長 中澤様。

○中澤社長 答えします。

その件については、犬飼さんから私と清野工務店さんが「虚偽があるんでないか」という文書と書類が送られてきました。ただ、中身確認したところちょっと腑に落ちない点がいっぱいあるんで、「では、全社の有価物の搬入・搬出を教えてください」と言ったら、「見せられません」と断られました。

○鎌田副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、訴えたい監査上の意見があっても、中身的には何も示されなかったということで捉えてよろしいんですか。

○鎌田副委員長 中澤様。

○中澤社長 何も示されません。

○鎌田副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 犬飼弁護士との関係は、もう大体終息したというふうになっているんですか。

○鎌田副委員長 中澤さん。

○中澤社長 それはわかりません。

○鎌田副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 最後にですが、島民給与の関係で最終的に原資の扱いどうなるかというのが、この点での考え方なんです。島民給与を支払うもともとのお金というのはどういうふうな性格を帯びたお金なのか。原資ですね、原資資金。協議会としての扱いですから、協議会として支払ったのか。あるいはいろいろな島々、東華さんとか東北重機さんとかいろいろ受け持っていましたけれども、そこの中に組み入れての支出なんですか。その辺だけ確認させて

もらいます。

○鎌田副委員長 千葉様。

○千葉社長 お答えいたします。

島民給与の扱いについてということでのご質問かと思いますが、これはあくまでも連絡協議会ということでの一連の支出になっております。以上でございます。

○鎌田副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 協議会等からの支出ということは、協議会に8,300万円のお金があったんでしょうか。

○鎌田副委員長 8,300万円のお金が協議会にあったのでしょうかと、島民給与を払うお金ですね。千葉様。

○千葉社長 ちょっとその質問の意味がよく理解できないので、もう一度ちょっとお尋ねしていただきたいと思います。

○鎌田副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 8,300万円ね、島民給与あります。決算されました。先ほど千葉さんは、「協議会としての支出です」ってここの本会議場で明確に述べられました。そうすると、私が聞いているのは「協議会からのお金ですか。原資はどうですか」とお聞きしたので、先ほど「協議会から支払った」と。そうすると、その協議会のもともとのお金というのはどこからのいわば入ってくるお金もありますし、だから島民給与として出しましたけれども、「もともとあったんですか、あるいはどこからか入ってきたんですか」ということを聞いているんです。

○鎌田副委員長 千葉様。

○千葉社長 お答えいたします。

島民給与についてですが、一連の業務が浦戸の一次仮置場の業務ということに当たっていたいております。ですから、業務に当たっていただいている島民の方、あるいは東華建設さん、あるいは東北重機工事さんという1つのくくりをひとつまとめて、環境課さんのほうに業務完了報告書ということで提出をさせていただいております。以上です。

○鎌田副委員長 はい。

○伊勢委員 それは、普通作業員に全部含まれるんですか。普通作業員の1万1,800円ですか、それに入っているんですか。

○鎌田副委員長 千葉様。

○千葉社長 普通作業員ということだけでなく、軽作業員ということも含めての一連の業務報告書になっております。以上です。

○鎌田副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 軽作業員も含めてですね。そうすると1億581万900円なんです、この2年間のやつね。ざっとその8,300万円の島民給与が支出されたとなると、8,318万7,877円だと、ざっとどのくらいでしょうね、差し引いた金額しか残らないんですよ。そうすると、それで本土から渡った人たちの従業員のお給料というか、人件費払えたんでしょうか。あらかた島民給与でなくなっちゃったんですか。

○鎌田副委員長 千葉様。

○千葉社長 お答えいたします。

あくまでも普通作業員、軽作業員という中での一連の支出で、残った今委員から金額が出ました3,000万円につきましては、大方の雑駁に3,000万円につきましては、東華建設さん並びに東北重機工事さんの普通作業員の方がそこに計上されておるものです。また、通常一般的に普通作業員・軽作業員だけでなく、そこには特殊作業員とかいろいろな当然のことながらありますので、それはまた別の形での一連の業務報告ということになっているかと思えます。以上です。

○鎌田副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 特殊作業員は私も別だなというふうに思いましたけれども、私が聞いているのは3,000万円くらいですか残っちゃう。だけれども、東華さんのあるいは東北重機のこっちの本土から行った従業員の方々の対価、その日の日当あるいは月の給料、それが保障できる金額なのかどうかというのを私はお聞きしているんです。島民給与で8,300万円パッとなくなったら、本来はそういった業務で携わっている方々に支払えないんじゃないか。あるいは、東華さんあるいはもう一つ東北重機さんですけども、下請もありますよね。その方々の支払いってどうするんですか、これ。どうなっているんですか。

○鎌田副委員長 千葉様。

○千葉社長 お答えいたします。

その下請関係については、それは当然そこに従事された東華建設さん並びに東北重機工事さんの一連の中で、業務としていろいろなことをやられていることだというふうに思っております。それでよろしいでしょうか。

○鎌田副委員長 終わりですか。

ほかにご発言はございませんか。

なければ、質疑を終了いたします。

今回の事件に関しましては、調査資料が多いこと、調査対象資料を要求しても個人情報保護という障害が出てくることもあり、事実確認の作業に時間がかかっております。「調査特別委員会、いつまで何をやっているのだ」というお叱りの言葉を市民の方からいただいていることも、お話を聞いております。元連絡協議会役員の方々は外部監査を受けているのだからとの思いもありましょうが、当委員会としては塩竈市の年間の税収を上回る60億円に近い大切な税金を投入した今回の事業で、本当に税金が適当に使われたのかどうかをしっかりと当委員会の手で事実確認をしていきたいと考えております。その上で市民の皆様にご報告できるように、これからもしっかりと調査活動を続けてまいります。

参考人の皆様に対し、特別委員会を代表して一言御礼を申し上げます。

本日は、お忙しい中を本委員会にご出席いただき、貴重なご意見を賜り、心から感謝申し上げます。まことにありがとうございます。

以上で本日の会議は終了いたします。どうもお疲れさまでした。（「資料請求はないの」の声あり）

どうでしょうか。きょうは参考人質疑なので、これで終わらせたいのですが、いかがでしょうか。

では、これで終了といたします。お疲れさまでした。

午後5時00分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長 志賀勝利